

令和4年9月7日

令和4年第3回奥多摩町議会定例会会議録

令和4年9月6日 開会

令和4年9月16日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

## 令和4年第3回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和4年9月7日午前10時00分、第3回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	伊藤 英人君	第2番	森田 紀子君	第3番	相田恵美子君
第4番	小山 辰美君	第5番	木村 圭君	第6番	大澤由香里君
第7番	澤本 幹男君	第8番	小峰 陽一君	第9番	石田 芳英君
第10番	宮野 亨君	第11番	高橋 邦男君	第12番	原島 幸次君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 滋隆君 議会係長 小峰 典子君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	若菜 伸一君	企 画 財 政 課 長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	須崎 洋司君	総 務 課 長	天野 成浩君
住 民 課 長	加藤 芳幸君	福 祉 保 健 課 長	大串 清文君
観 光 産 業 課 長	杉山 直也君	環 境 整 備 課 長	坂村 孝成君
会 計 管 理 者	坂本 秀一君	教 育 課 長	新島 和貴君
病 院 事 務 長	岡野 敏行君		

# 令和4年第3回奥多摩町議会定例会議事日程 [第2号]

令和4年9月7日(水)

午前10時00分開議

会 期 令和4年9月6日～9月16日(11日間)

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	議案第47号	令和4年度奥多摩町一般会計補正予算(第2号)	原案可決
3	議案第48号	令和4年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
4	議案第49号	令和4年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
5	議案第50号	令和4年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決
6	議案第51号	令和4年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	原案可決
7	議案第52号	令和4年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決
8	議案第53号	氷川溪谷遊歩道災害復旧工事請負契約の変更について	原案可決

(午後3時02分 散会)

午前 10 時 00 分開議

○議長（高橋 邦男君） 皆さん、おはようございます。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布のとおりであります。ご協力のほどよろしく申し上げます。

これより議案審議に入ります。

日程第 2 議案第 47 号 令和 4 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 2 号）、日程第 3 議案第 48 号 令和 4 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 4 議案第 49 号 令和 4 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 5 議案第 50 号 令和 4 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 6 議案第 51 号 令和 4 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 7 議案第 52 号 令和 4 年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）、以上 6 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。副町長。

〔副町長 井上 永一君 登壇〕

○副町長（井上 永一君） 議案第 47 号から議案第 52 号までの令和 4 年度奥多摩町一般会計をはじめとする 6 会計の補正予算につきまして提案のご説明を申し上げます。

なお、詳細の内容につきましては、各課長から説明させていただきますので、私からは総括的に説明をさせていただきます。

はじめに、議案第 47 号 令和 4 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

予算書をご覧ください。歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 億 9,369 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 75 億 2,036 万円とするものでございます。

第 2 条継続費の補正でございますが、既定の継続費の変更は、「第 2 表継続費補正」によるもの、第 3 条町債の補正でございますが、既定の町債の変更は、「第 3 表町債補正」によるものでございます。

2 ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

地方特例交付金は、交付決定通知により 225 万 3,000 円を減額し、地方特例交付金の計を 124 万 7,000 円に、地方交付税は、交付決定通知により 2 億 6,314 万 6,000 円を追加し、地方交付税の計を 19 億 8,314 万 6,000 円に、使用料及び手数料のうち、使用料は、峰谷川溪流釣場使用料の増に伴い、27 万 9,000 円を追加し、使用料及び手数料の計を 1 億 4,892

万 9,000 円に、国庫支出金のうち、国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の増に伴い、912 万 5,000 円を追加、国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの増に伴い、9,294 万 5,000 円を追加し、国庫支出金の計を 3 億 7,844 万 7,000 円に、都支出金のうち、都補助金は、森林資源を活用した魅力創出事業補助金などの増に伴い、1,296 万 2,000 円を追加、都委託金は 27 万 5,000 円を減額し、都支出金の計を 26 億 6,250 万 7,000 円に、寄付金は、教育文化振興寄付金の増により 4,643 万 7,000 円を追加し、寄付金の計を 4,979 万 7,000 円に、繰入金のうち、特別会計繰入金は、介護保険及び後期高齢者医療特別会計で合わせて 167 万 9,000 円を追加、基金繰入金は、地方交付税の増額交付に伴い、財政調整基金に 8,500 万円を戻すなど、2 億 1,500 万円を減額し、繰入金の計を 3 億 1,388 万 1,000 円に、繰越金は、決算による額の確定に伴い、3 億 6,162 万 6,000 円を追加し、繰越金の計を 3 億 9,162 万 6,000 円に、諸収入のうち、雑入は、分収林契約解除収入の増などに伴い、9,423 万 5,000 円を追加し、諸収入の計を 6 億 3,543 万 1,000 円に、町債は、臨時財政対策債の発行可能限度額の確定に伴い、7,120 万 9,000 円を減額し、町債の計を 2,879 万 1,000 円とするもので、今回の歳入補正額は 5 億 9,369 万 7,000 円を追加し、歳入の合計額を 75 億 2,036 万円とするものでございます。

3 ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

議会費は 20 万円を追加し、議会費の計を 9,178 万 4,000 円に、総務費のうち、総務管理費は、地方財政法の規定に基づき、財政調整基金に 1 億 8,081 万 4,000 円を積み立てるとともに、企画費において立木補償費、分収林収益配分金などの増に伴い、2 億 6,298 万 5,000 円を追加、徴税費は 63 万 1,000 円を追加、戸籍住民基本台帳費は、人事異動等に伴う人件費の減などに伴い、478 万 7,000 円を減額、選挙費は 20 万円を追加、監査委員費は 15 万円を追加し、総務費の計を 12 億 9,272 万 8,000 円に、民生費のうち、社会福祉費は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費、過年度国庫補助金返還金などの増に伴い、2,252 万 3,000 円を追加、児童福祉費は、保育園に対する児童措置費の増などに伴い、559 万 2,000 円を追加、国民年金費は 5 万円を追加し、民生費の計を 11 億 6,997 万 2,000 円に、衛生費のうち、保健衛生費は、新型コロナウイルス接種事業費の増などに伴い、3,172 万 3,000 円を追加、清掃費は 12 万 2,000 円を追加し、衛生費の計を 6 億 8,751 万 8,000 円に、農林水産業費のうち農業費は、人件費などの増に伴い、212 万 4,000 円を追加、林業費は、林道維持補修工事費などの増に伴い、1,179 万 4,000 円を追加、水産業費は 8 万 5,000 円を追加し、農林水産業費の計を 10 億 3,743 万 9,000 円に、商工費は、商工費で、地域応援

券事業費、事業継続応援金事業費などの増に伴い、1億1,021万9,000円を追加、観光費は、もえぎの湯維持管理工事及び景観伐採委託などの増に伴い、1,493万円を追加し、商工費の計を5億913万1,000円に、土木費のうち、土木管理費は92万1,000円を追加、道路橋梁費は、町道維持補修工事費などの増に伴い、3,500万円を追加、住宅費は、人件費の減などに伴い、138万5,000円を減額、4ページをご覧ください。下水道費は、財源の組替えによるもので、予算の増減はなく、3ページにお戻りいただきまして、土木費の計を13億11万4,000円に、4ページをご覧ください。消防費は、防災倉庫設置工事などの増に伴い、140万1,000円を追加し、消防費の計を3億518万円に、教育費のうち、教育総務費は、教育文化振興基金への寄付金積立金の増などに伴い、4,738万8,000円を追加、小学校費は65万6,000円を追加、給食費は、人件費の増に伴い、73万9,000円を追加、社会教育費は、ふれあい館改修工事負担金の増などに伴い、1,142万9,000円を追加、保健体育費は、財源の組替えによるもので、予算の増減はなく、教育費の計を7億6,348万8,000円に、災害復旧費は、氷川溪谷遊歩道災害復旧工事費の増により3,850万円を追加し、災害復旧費の計を1億3,141万7,000円に、公債費は44万7,000円を減額し、公債費の計を2億792万8,000円に、予備費は、予算調整により、95万4,000円を追加し、予備費の計を2,260万5,000円とするもので、今回の歳出補正額は5億9,369万7,000円を追加し、歳出の合計額を75億2,036万円とするものでございます。

以上で、議案第47号の説明を終わります。

次に、議案第48号 令和4年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。予算書をご覧ください。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ714万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,414万円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

使用料及び手数料のうち使用料は、森の家宿泊室使用料の減に伴い、68万円を減額し、使用料及び手数料の計を322万円に、繰入金のうち、他会計繰入金は27万5,000円を減額し、繰入金の計を7,155万8,000円に、繰越金は、額の確定に伴い、809万5,000円を追加し、繰越金の計を809万6,000円とするもので、今回の歳入補正額は714万円を追加し、歳入の合計額を8,414万円とするものでございます。

3ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち、利用管理費は、修繕費などの増などに伴い、677万6,000円を追加し、

総務費の計を 8,341 万 9,000 円に、予備費は、予算調整により 36 万 4,000 円を追加し、予備費の計を 72 万 1,000 円とするもので、今回の歳出補正額は、714 万円を追加し、歳出の合計額を 8,414 万円とするものでございます。

以上で、議案第 48 号の説明を終わります。

次に、議案第 49 号 令和 4 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。予算書をご覧ください。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 56 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 6,556 万 5,000 円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

繰越金は、額の確定に伴い、56 万 5,000 円を追加し、繰越金の計を 56 万 6,000 円とするもので、今回の歳入補正額は、56 万 5,000 円を追加し、歳入の合計額を 1 億 6,556 万 5,000 円とするものでございます。

3 ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち、利用管理費は、修繕費の増などに伴い、56 万 5,000 円を追加し、総務費の計を 1 億 6,540 万 6,000 円とするもので、今回の歳出補正額は 56 万 5,000 円を追加し、歳出の合計額を 1 億 6,556 万 5,000 円とするものでございます。

以上で、議案第 49 号の説明を終わります。

次に、議案第 50 号 令和 4 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,563 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 1,363 万 8,000 円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

国民健康保険税は 729 万円を追加し、国民健康保険税の計を 1 億 53 万 7,000 円に、繰越金は、額の確定に伴い、834 万 8,000 円を追加し、繰越金の計を 3,073 万 9,000 円とするもので、今回の歳入補正額は 1,563 万 8,000 円を追加し、歳入の合計額を 8 億 1,363 万 8,000 円とするものでございます。

3 ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち、総務管理費は、システム改修委託の増に伴い、55 万 9,000 円を追加し、総務費の計を 528 万 6,000 円に、保険給付費のうち、傷病手当金は、国民健康保険傷病手

当金の増に伴い、58万4,000円を追加し、保険給付費の計を5億9,537万4,000円に、諸支出金のうち、償還金及び還付金は、国都支出金等返還金の増に伴い、1,449万5,000円を追加し、諸支出金の計を1,990万6,000円とするもので、今回の歳出補正額は、1,563万8,000円を追加し、歳出の合計額を8億1,363万8,000円とするものでございます。

以上で、議案第50号の説明を終わります。

次に、議案第51号 令和4年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。予算書をご覧ください。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,287万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,787万5,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

保険料のうち、後期高齢者医療保険料は530万3,000円を追加し、保険料の計を8,954万1,000円に、繰越金は、額の確定に伴い、609万7,000円を追加し、繰越金の計を609万8,000円に、諸収入のうち雑入は、広域連合葬祭費負担金還付金などの増に伴い、147万5,000円を追加し、諸収入の計を1,156万7,000円とするもので、今回の歳入補正額は1,287万5,000円を追加し、歳入の合計額を2億3,787万5,000円とするものでございます。

3ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

広域連合納付金は、保険料等負担金などの増に伴い、1,159万8,000円を追加し、広域連合納付金の計を2億1,885万2,000円に、諸支出金のうち、償還金及び還付加算金は29万9,000円を追加、繰出金は97万8,000円を追加し、諸支出金の計を228万8,000円とするもので、今回の歳出補正額は1,287万5,000円を追加し、歳出の合計額を2億3,787万5,000円とするものでございます。

以上で、議案第51号の説明を終わります。

次に、議案第52号 令和4年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。予算書をご覧ください。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,400万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,300万6,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

保険料のうち、介護保険料は153万円を追加し、保険料の計を1億7,443万円に、国庫



支出金のうち、国庫負担金は 250 万 7,000 円を追加、国庫補助金は、介護給付費財政調整交付金などの増に伴い、277 万 9,000 円を追加し、国庫支出金の計を 2 億 272 万 6,000 円に、支払基金交付金は、介護給付費交付金の増などに伴い、313 万 5,000 円を追加し、支払基金交付金の計を 2 億 1,442 万 7,000 円に、都支出金のうち、都負担金は、介護給付費都負担金の増に伴い、75 万 4,000 円を追加、都補助金は、19 万 6,000 円を追加し、都支出金の計を 1 億 3,008 万 2,000 円に、繰入金のうち、一般会計繰入金は 180 万 2,000 円を追加し、繰入金の計を 1 億 2,561 万 6,000 円に、使用料及び手数料のうち、使用料は 22 万 2,000 円を追加し、使用料及び手数料の計を 461 万 3,000 円に、繰越金は、額の確定に伴い、4,108 万 1,000 円を追加し、繰越金の計を 4,108 万 5,000 円とするもので、今回の歳入補正額は 5,400 万 6,000 円を追加し、歳入の合計額を 8 億 9,300 万 6,000 円とするものでございます。

3 ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち、総務管理費は、システム改修業務委託の増に伴い、35 万 2,000 円を追加し、総務費の計を 687 万円に、保険給付費のうち、介護サービス等諸費は、地域密着型介護サービス給付費の増に伴い、1,200 万円を追加、介護予防サービス等諸費は、財源組替えて増減はなく、その他諸費は 4 万円を追加、高額介護サービス等費及び町特別給付費は、財源組替えて増減はなく、特定入所者介護予防サービス等費は、特定入所者介護サービス費の減に伴い、200 万円を減額し、保険給付費の計を 7 億 6,344 万円に、地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業費は、介護予防デイサービス事業委託の増などに伴い、180 万 2,000 円を追加、包括的支援事業・任意事業費は、財源組替えて増減はなく、地域支援事業費の計を 7,215 万 1,000 円に、基金積立金は、介護給付費準備基金積立金の増に伴い、1,661 万円を追加し、基金積立金の計を 2,092 万 7,000 円に、諸支出金のうち、償還金及び還付金は 2,450 万 8,000 円を追加、繰出金は 70 万 1,000 円を追加し、諸支出金の計を 2,642 万 2,000 円に、予備費は、予算調整により 7,000 円を減額し、予備費の計を 319 万 5,000 円とするもので、今回の歳出補正額は 5,400 万 6,000 円を追加し、歳出の合計額を 8 億 9,300 万 6,000 円とするものでございます。

以上で、議案第 52 号の説明を終わります。

以上で、議案第 47 号から議案第 52 号までの 6 会計について補正予算の提案のご説明をさせていただきました。いずれも今後の事業執行に欠かせない予算でございますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

次に、各課長から説明をお願いします。説明は、自席に着席したままで簡潔に行っていただくようお願いします。

はじめに、議案第 47 号について各課長から順次所管の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） それでは、議案第 47 号 令和 4 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 2 号）の内容につきましてご説明いたします。

はじめに、9 ページをご覧ください。歳入でございます。

款 09 地方特例交付金 225 万 3,000 円の減は、交付決定通知によるもので、令和 4 年度から自動車税減収補填分、軽自動車税減収補填分が廃止となったことによるものです。

次の款 10 地方交付税 2 億 6,314 万 6,000 円の増は、普通交付税の増で、交付決定通知によるものであり、補正後の普通交付税交付額は 18 億 6,314 万 6,000 円となるものです。

○観光産業課長（杉山 直也君） 次に、款 13 使用料及び手数料です。

項 01 使用料、目 04 商工使用料 27 万 9,000 円の増額は、節 01 観光施設使用料で、説明欄記載の峰谷川溪流釣場の使用料を計上するものです。昨年度に引き続き、指定管理者である小河内漁業協同組合から管理棟などの建物の使用の申入れがあったことから新たに計上するものです。

○福祉保健課長（大串 清文君） 次に、款 14 国庫支出金です。

項 01 国庫負担金、目 02 衛生費国庫負担金では、節 01 保健衛生費負担金において、説明欄記載の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 912 万 5,000 円の増額は、10 月以降に予定しております 5 回目オミクロン株対応のワクチン接種に係る追加交付分を計上するものです。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次は、款 02 国庫補助金です。

目 01 総務費国庫補助金 7,770 万 2,000 円の増は、内訳としまして、1 つ目が説明欄に記載のございます新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が 7,466 万 8,000 円の皆増で、これは、令和 3 年度予算分のうち、国において本省繰越しを行った 3,000 万円と令和 4 年度予算分である原油高物価高騰分の 4,466 万 8,000 円を合わせて計上するもので、町では地域応援券事業への活用を見込むものです。

○総務課長（天野 成浩君） 2 つ目のマイナポイント事業費補助金 303 万 4,000 円の計上は、マイナポイントの申込み支援を行うため、国庫補助金を計上するものでございます。詳細につきましては、歳出でご説明させていただきます。

○福祉保健課長（大串 清文君） 次に、目 03 衛生費国庫補助金では、節 01 保健衛生費補助金において、説明欄記載の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金

1,524万3,000円の増額は、5回目接種オミクロン株対応に係る追加交付分を国庫支出金と同様に計上するものです。

10ページをご覧ください。次に、款15都支出金です。項02都補助金、目02民生費都補助金において、節01社会福祉費補助金194万5,000円の増額は、説明欄記載の地域福祉推進包括補助事業補助金は、低所得者・離職者対策事業、受験生チャレンジ支援貸付窓口運営事業補助金として組み替えるもので、地域自殺対策強化交付金及び人生100年時代セカンドライフ応援事業補助金の増額は、詳細は歳出で説明しますが、事業の拡充により、それぞれ増額するものです。

節02児童福祉費補助金では、東京都が来年度から実施の高校生等医療費助成事業に係り、システム改修に対する補助金189万2,000円を新たに計上するものです。

次の目03衛生費都補助金では、節01保健衛生費補助金279万2,000円の増額は、説明欄記載の補助金を実績見込みによりそれぞれ増額するもので、詳細は歳出で説明いたします。

○観光産業課長（杉山 直也君） 次に、目05商工費都補助金500万円の増額は、節01観光費補助金で、説明欄記載の森林資源を活用した魅力創出事業補助金で、景観伐採等の補助事業が採択されたことから補助率10分の10で計上するものです。事業の内容は、歳出予算でご説明をさせていただきます。

○教育課長（新島 和貴君） 次に、目08教育費都補助金、節02社会教育費補助金133万3,000円の増額は、説明欄記載のスポーツ実施促進事業費補助金で、10月16日に実施予定の奥多摩スポーツフェスティバル事業に充てるもので、補助率は3分の1となります。

○観光産業課長（杉山 直也君） 次に、項03都委託金、目04農林水産業費委託金27万5,000円の減額は、令和4年度の都民の森都委託金の額の確定によるものでございます。

○住民課長（加藤 芳幸君） 11ページをご覧ください。款17寄付金、項01寄付金、目02指定寄付金の4,643万7,000円の増額は、説明欄記載の寄付金を増額するものです。

次に、款18繰入金、項01特別会計繰入金、目01介護保険特別会計繰入金70万1,000円の増額は、介護保険特別会計の決算の確定に伴い、一般会計から特別会計に繰り出していた額について超過分を返還するものです。

次の目02後期高齢者医療特別会計繰入金97万8,000円の増額は、令和3年度葬祭費支給事業受託金の額の確定により、不足分について広域連合から後期高齢者医療特別会計に追加交付されたものと未収金補填分負担金の還付された額と同額を一般会計に戻し入れるものです。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次の項 02 基金繰入金、目 01 財政調整基金繰入金 8,500 万円の減は、財源不足により、財政調整基金から所要額を取り崩していたものを財源調整により、当該基金に戻入れを行うものです。

次の目 02 減債基金繰入金 6,000 万円の皆減は、財源調整により、当該基金に戻入れを行い、次の目 03 公共施設整備基金繰入金 5,000 万円の皆減は、同じく財源調整により、当該基金に戻入れを行い、次の目 05 観光施設等整備基金繰入金 2,000 万円の皆減は、同じく財源調整により、観光施設等整備基金に戻入れを行うもので、これら基金繰入金に係る補正後の取崩し額は合計で 3 億 1,170 万円となるものです。

次の款 19 繰越金は 3 億 6,162 万 6,000 円の増で、前年度繰越金が確定したことに伴う増です。

なお、地方財政法第 7 条の規定により、繰越金の 2 分の 1 以上に相当する額を積立てなければならないため、歳出で 2 分の 1 相当額を計上しています。

○福祉保健課長（大串 清文君） 次の款 20 諸収入、項 05 雑入、目 02 実費徴収金は、節 01 実費徴収金で、説明欄記載の筋力向上トレーニング施設事業費実費増で、実績により 19 万 2,000 円を増額するものです。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 続きまして、12 ページをご覧ください。次の目 07 地域資源活用事業収入 9,401 万 3,000 円の増は、説明欄記載の分収林契約解除収入を増額するもので、計 10 筆の契約解除が完了したため増額するもので、補正後の収入予定額は 1 億 9,176 万 8,000 円となります。

次の目 09 東京都区市町村振興協会補助金 3 万円の皆増は、説明欄記載の宝くじインターネット販売 P R 補助金を計上するもので、これは、町広報及びホームページに宝くじ公式サイトを掲載することにより、交付される補助金です。

次は 21 町債です。目 01 臨時財政対策債 7,120 万 9,000 円の減は、普通交付税算定に伴い算出される臨時財政対策債の発行可能限度額の決定により減額するもので、補正後の額が 2,879 万 1,000 円となるものです。

以上で、歳入の説明を終わります。

○議長（高橋 邦男君） お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、午前 10 時 50 分から再開いたします。

午前 10 時 37 分休憩

午前 10 時 50 分再開

○議長（高橋 邦男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 47 号の件費について総括説明を行った後に、歳出の説明に入ります。総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） それでは、タブレット 13 ページからは歳出に入りますが、その前に、件費につきまして総括的に説明をさせていただきます。大変恐縮ですが、件費として各課の事業費の補正予算のうち、節 01 報酬、節 02 給料、節 03 職員手当等及び節 04 共済費に関わる議員報酬、特別職、一般職職員、会計年度任用職員につきましては給与費明細書でご説明させていただきますので、この後、各課の事業予算の説明内訳からは省略させていただく部分もございますので、よろしく願いをいたします。

それでは、タブレットの 39 ページ、給与費明細書をご覧ください。

39 ページは、1. 特別職の給与費明細書でございます。下段の比較の欄をご覧ください。給与費の報酬で、その他 4 万円の増額は、文化財保護審議会委員報酬の増額によるもの、次の長等の期末手当 17 万円の増額は、町長、副町長の年間所要額の調整によるもの、給与費計では 21 万円の増額となり、その隣の共済費 52 万円の増額は、長等で、町長、副町長及びその他で教育長の年間所要額の調整によるもので、合計では 73 万円を増額するものがございます。

次に、40 ページをご覧ください。2. 一般職、（1）の総括でございます。内訳といたしましては、次の 41 ページ、ア、会計年度任用職員以外の職員、常勤職員分と次の 42 ページのイ、会計年度任用職員分の総括となりますので、はじめに 41 ページ、アの会計年度任用職員以外の職員、常勤職員から説明させていただきます。

比較の欄ですが、職員数の変更はございません。給与費で、給料は 549 万 6,000 円の減額と、次の職員手当の 696 万 5,000 円の増額は、年間所要額を見込むもので、職員手当の内訳は下表となります。比較の欄で、扶養手当の 1 万 2,000 円の減額は、受給者の減少によるもの、次の地域手当の 49 万 5,000 円の減額は、年間所要額を精査し、次の住居手当の 34 万 5,000 円の増額は、受給者の発生によるもの、1つ飛ばして、超過勤務手当の 555 万円の増額は、人事異動等年間所要額の調整及び新型コロナウイルスワクチン接種事業によるもの、次の勤務手当の 80 万 2,000 円の増額は、当初予算の不足分の計上及び通勤経路の変更によるもの、下段の区分の期末勤勉手当の 103 万円の増額は、人事異動等による所要額の調整によるもの、次の退職手当組合負担金の 24 万円の減額は、年間所要額を精査したものの、次の児童手当の 1 万 5,000 円の減額は、受給者の減少によるもので、上段の給与費

計では 146 万 9,000 円となり、隣の共済費の 900 万円の増額は、年間所要額を見込み、合計では 1,046 万 9,000 円を見込むものでございます。

次に、42 ページをご覧ください。イ、会計年度任用職員でございます。比較の欄で、職員数は、フルタイム会計年度任用職員数 11 人の変更はございません。括弧内のパートタイム会計年度任用職員数で 1 人の増員となるもので、筋力向上トレーニング施設事業費において指導員を増員するものでございます。

次に、給与費で、報酬の 841 万 4,000 円の増額は、筋力向上トレーニング施設事業費で、指導員及び新型コロナウイルスワクチン接種事業費で 5 回目の接種に関わる従業員等の報酬を増額するもので、1 つ飛ばして、職員手当の 85 万円の増額は、年間所要額を見込み、職員手当の内訳は下表となります。

比較の欄で 3 つ飛ばして、期末手当 85 万円の増額は、筋力向上トレーニング施設事業費ほか 3 件のパートタイム会計年度任用職員の期末手当の年間所要額を見込み、上段の給与費計では 926 万 4,000 円の増額となり、隣の共済費の 185 万 7,000 円の増額は、年間所要額を調整するもので、合計では 1,112 万 1,000 円の増額となる見込みでございます。

最後に、40 ページの 2. 一般職の (1) 総括表にお戻りください。ただいまご説明いたしましたア、会計年度任用職員以外の職員常勤職員とイ、会計年度任用職員分の費用を合わせたもので、比較の人数と金額のみをご説明させていただきます。比較の欄の職員数の括弧の 1 人の増は、パートタイム会計年度任用職員によるもの、次の給与費の報酬は 841 万 4,000 円の増額、次の給料は 549 万 6,000 円の減額、次の職員手当は 781 万 5,000 円の増額となり、職員手当の内訳は下表となります。

比較の欄で、扶養手当は 1 万 2,000 円の減額、次の地域手当は 49 万 5,000 円の減額、次の住居手当は 34 万 5,000 円の増額、1 つ飛ばして超過勤務手当は 555 万円の増額、次の通勤手当は 80 万 2,000 円の増額で、下段に移り、期末勤勉手当は 188 万円の増額、次の退職手当組合負担金は 24 万円の減額、次の児童手当は 1 万 5,000 円の減額で、上段の給与費計では 1,073 万 3,000 円の増額となり、隣の共済費は 1,085 万 7,000 円の増額で、合計では 2,159 万円の増額となる見込みでございます。

以上で、給与費の説明を終わらせていただきます。

タブレットの補正予算書 13 ページにお戻りください。歳出に入ります。

款 01 議会費でございます。項 01、目 01、事業番号 (01) 議会事務局費は 20 万円の増額で、節 03 職員手当等、節 04 共済費の人件費の調整によるものでございます。

以上で、款 01 議会費の説明を終わります。

次に、款 02 総務費でございます。項 01 総務管理費、目 01 一般管理費ですが、総額で 598 万 3,000 円の増額でございます。内訳として、事業番号 (01) 一般管理費は 597 万 4,000 円の増額で、節 02 給料、節 03 職員手当等、節 04 共済費の増額は、人件費の調整によるものでございます。次の節 12 委託料 121 万円の計上は、説明欄記載の改正地方公務員法対応例規整備等支援業務委託として、令和 3 年 6 月に地方公務員法の一部を改正する法律 (令和 3 年法律第 63 号) が施行されたことに伴い、令和 5 年度において 60 歳に到達する職員から段階的に延長され、令和 13 年度で 65 歳の定年年齢完成について改正後の地方公務員法に基づく新たな制度が始まることから、町の条例や規則等の制度整備を行うため、新たに計上するものでございます。

次に、14 ページをご覧ください。事業番号 (05) 災害対策用職員住宅管理費 9,000 円の増額は、節 12 委託料で、説明欄記載の消防設備保守点検委託を増額するものでございます。

次に、目 03、事業番号 (01) 広報費は 10 万 4,000 円の減額で、節 11 役務費では、ホームページリニューアルに伴い、使用料が変更となったため、説明欄記載のプロバイダー接続料を 2 万 8,000 円増額し、次の節 13 使用料及び賃借料では、ホームページリニューアルに伴い、今年度より音声読上げ機能を外したことから説明欄記載のホームページ読上げ機能、使用料 13 万 2,000 円を皆減するものでございます。

○企画財政課長 (山宮 忠仁君) 次の目 06 財産管理費 130 万円の増は、内訳としまして、節 10 需用費が 30 万円の増で、これは町有財産の管理上必要な修繕費の予算執行残額がわずかとなったため、今後に備え増額するもので、次の節 12 委託料は 100 万円の増で、説明欄記載の棚沢坂下地内に町有物件があり、当該町有地から隣接する個人宅敷地に樹木が入り込んでいるため、支障となる樹木の伐採を実施するものです。

次は、目 07 企画費が 6,596 万 6,000 円の増で、内訳といたしまして、事業番号 (01) の企画費 2 万 9,000 円の増は、人件費について所要額を調整するもので、次の事業番号 (03) 庁舎建設整備事業費 24 万円の増は、今月末から開催を予定しております庁舎建設委員会について委員 16 名分の報償を計上するものです。

15 ページをご覧ください。次の事業番号 (04) 地域資源活用事業費は 6,569 万 7,000 円の増で、先ほど歳入でご説明しました分収林契約解除収入のうち、7 割分を説明欄記載の立木補償費 (分収林収益配分金) として立木所有者にお支払いするもので、補正後の支出予定額は 1 億 3,419 万 7,000 円となるものです。

○総務課長 (天野 成浩君) 次に、目 08 電子計算費は、総額で 812 万 1,000 円の増額となります。内訳として、事業番号 (01) 電子計算管理費は 352 万 3,000 円の増額で、節 10

需用費では、説明欄記載の消耗品 33 万 4,000 円と修繕費 15 万円の合わせて 48 万 4,000 円を増額し、次の節 11 役務費 270 万円の増額は、主に次期都区市町村セキュリティクラウド利用料を負担金から役務費に組替えを行うもので、次の節 12 委託料 303 万 5,000 円の増額は、歳入でご説明いたしました国庫補助金マイナポイント事業補助金 10 分の 10 の財源を見込み、説明欄記載のマイナポイント申込支援業務委託を計上するもので、マイナンバーカードの取得後の支援として、マイナポイントの手續支援を国のマイナポイント第 2 弾の期限の期間内として本年 10 月から翌年 2 月末にかけて実施を見込むことから、支援業務委託を計上するものでございます。

次の節 18 負担金・補助及び交付金 269 万 6,000 円の減額は、先ほど役務費でご説明いたしました次期都区市町村セキュリティクラウド負担金 3 か月分を役務費に組替えを行うものでございます。

次の事業番号 (02) 電子計算開発費 459 万 8,000 円の増額は、節 12 委託料で、説明欄記載の電子計算機及び周辺機器更新委託として、中間サーバー用 VPN 装置、ファームウェアバージョンアップ作業委託などを合わせて 4 件のシステム改修作業委託を計上するものでございます。

○企画財政課長 (山宮 忠仁君) 次の目 10 基金運用費 1 億 8,081 万 4,000 円の増は、事業番号 (01) 財政調整基金費が 1 億 8,081 万 4,000 円の増で、これは歳入の款 19 繰越金でご説明しました地方財政法の規定に基づき、前年度繰越金の 2 分の 1 相当額を財政調整基金に積み立てるために計上するものです。

○住民課長 (加藤 芳幸君) 16 ページをお願いします。目 14 諸費、事業 (01) 町税過年度還付金 90 万円の増額は、説明欄記載の還付金の増額によるものです。

次の目 15、事業 (01) 人権・行政相談費 5,000 円の増額は、大多摩人権擁護委員協議会分担金への流用分を増額するものです。

次に、項 02 徴税費、目 01 税務総務費 63 万 1,000 円の増額は、職員人件費の所要額の調整によるものです。

次に、項 03 戸籍住民基本台帳費 550 万 2,000 円の減額は、節 02 給料、節 03 職員手当等において窓口正規職員 1 名減員で、非常勤職員体制となったことから減額、次のページの節 04 共済費につきましては、会計年度任用職員分の健康保険及び共済組合負担金を新たに計上するものです。

次の目 02、事業 (01) 社会保障・税番号制度費 71 万 5,000 円の増額は、節 10 需用費において、マイナンバーカード交付通知書用封筒 3,000 通を作成するため、9 万 4,000 円を



皆増、節 11 役務費は、上記に係る郵券代 450 通分を計上し、節 13 使用料及び賃借料では、現在本庁舎のみで対応しているマイナンバーカード申請補助業務を庁舎外でも申請サポートが出来るよう、説明欄記載の端末機を導入するため、58 万 3,000 円を新たに計上するものです。

なお、今回の事業（01）の補正額につきましては、国の 10 分の 10 の補助となります。

○総務課長（天野 成浩君） 続きまして、項 04 選挙費、目 01 選挙管理委員会費、事業番号（01）選挙管理委員会費 20 万円の増額は、節 03 職員手当等及び節 04 共済費の人件費の調整によるものでございます。

次に、項 06 監査委員費、目 01 監査委員費 15 万円の増額は、節 04 共済費の人件費の調整によるものでございます。

次に、18 ページをご覧ください。

○福祉保健課長（大串 清文君） 次に、款 03 民生費です。項 01 社会福祉費、目 01 社会福祉総務費は、総額で 1,616 万 3,000 円の増額で、内訳として、事業番号（01）社会福祉総務費 9 万円の増額及び事業番号（16）国民健康保険事業費 348 万 4,000 円の減額は、それぞれ説明欄記載の職員人件費の調整によるもので、事業番号（18）住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費、節 22 償還金・利子及び割引料 1,955 万 7,000 円の増額は、令和 3 年度決算の確定に伴い、当該給付金の国庫補助金返還金を新たに計上するものです。

次に、目 02 老人福祉費は、総額で 579 万 7,000 円の増額で、19 ページをご覧ください。内訳として、事業番号（14）福祉モノレール等整備事業費、節 17 備品購入費 3 万 6,000 円の増額は、説明欄記載のモノレール操作用送信機、リモコン 1 台の買換えに係る費用を計上するもので、事業番号（20）介護保険事業費、節 03 職員手当等 73 万円の増額は、人件費の所要額を調整するもので、節 22 償還金・利子及び割引料 23 万 7,000 円の増額は、令和 3 年度介護保険特別会計の決算の確定に伴い、国及び都の低所得者保険料軽減事業補助金を返還するものです。

節 27 繰出金 180 万 2,000 円の増額は、一般会計から介護保険特別会計に繰り出すものですが、詳細は、介護保険特別会計でご説明いたします。

事業番号（24）筋力向上トレーニング施設事業費 299 万 2,000 円の増額は、4 月に開設したシニア筋トレルーム「にっ古里」の利用について、8 月現在 75 名、4 月からでは延べ 1,294 名の利用で、その利用ニーズを受けて来月 10 月から開所日週 4 日を週 6 日、木曜、土曜を新たに開所とするために必要な会計年度任用職員の人件費に係る経費を説明欄記載のとおり、それぞれ増額するものです。

次に、目 04、事業番号 (01) 福祉会館費 56 万 3,000 円の増額は、20 ページにかけまして施設管理に要する費用を説明欄記載のとおりそれぞれ増額するものです。

次に、項 02 児童福祉費、目 02 児童措置費、事業番号 (01) 保育園措置費、節 12 委託料 364 万円の増額は、保育園からの要望を受け、特別な配慮を要する園児の増加に伴い、保育体制を確保するために必要な人件費に対する補助として、説明欄記載のとおり、町内保育園にそれぞれ措置するもので、1 クラス当たり月額 13 万円、今年度は 9 月からの 7 か月分を両園とも 2 クラス分新たに計上するものです。

次の目 03 児童健全育成事業費、事業番号 (01) 放課後児童健全育成事業費、節 04 共済費 6 万 4,000 円の増額は、学童指導員の勤務状況に応じて必要な共済組合負担金を新たに計上するものです。

次の目 04、事業番号 (01) 子ども家庭支援センター事業費、節 02 給料から、21 ページをご覧ください。節 04 共済費までは、職員の人件費の調整によるもので、節 14 工事請負費 7 万 7,000 円の増額は、今年度予定しているセンター内の W i - F i 設置工事について、当初予定していた機器が世界的な半導体不足の影響により調達出来ないため、機器を変更し、必要な経費を増額するものです。

節 17 備品購入費 18 万円の増額は、相談員の増員に伴う机、椅子の購入のほか、新型コロナウイルス感染予防として、窓口にビニール、またはアクリル板を間に設置して対応しておりますが、来庁者と職員との会話をスムーズに行うため、窓口サウンド調整システムを購入するものです。

事業番号 (02) ファミリー・サポート・センター事業費、節 04 共済費 26 万円の増額は、相談員の勤務状況に応じて必要な社会保険料、共済組合負担金を新たに計上するものです。

次の項 03 国民年金費、目 01、事業番号 (01) 国民年金総務費 5 万円の増額は、職員人件費の調整によるものです。

以上で、民生費の説明を終わります。

次に、款 04 衛生費となります。項 01 保健衛生費、目 01、事業番号 (01) 保健衛生総務費 262 万 2,000 円の増額は、節 03 職員手当等から 22 ページにかけまして、節 04 共済費まで、職員及び会計年度任用職員の人件費の調整によるものです。

事業番号 (02) 保健福祉センター管理費では、節 10 需用費 20 万円の増額は、プリンターのトナーカートリッジなどを購入し、節 17 備品購入費 7 万 6,000 円の増額は、子ども家庭支援センターの窓口と同様に、窓口サウンド調整システムを購入するものです。

事業番号 (03) 古里診療所事業費、節 13 使用料及び賃借料 9 万 5,000 円の増額は、理学

療法で使用する磁気加振式温熱治療器マイクロウェルダのリースを更新するものです。

次の目 02 予防費、事業番号 (02) 感染症予防対策事業費では、節 12 委託料 279 万 3,000 円の増額は、説明欄記載のとおり、肺炎球菌ワクチン接種委託は、今年度の定期接種見込み分を、PCR検査業務委託は、町独自のPCR検査に係る費用について感染状況を踏まえ、それぞれ増額するものです。

節 22 償還金・利子及び割引料 46 万 2,000 円の増額は、令和 3 年度決算に伴い、東京都肺炎球菌ワクチン接種補助事業補助金を実績に基づき返還するものです。

23 ページをご覧ください。事業番号 (14) 自殺対策事業費 15 万 8,000 円の増額は、自殺予防の啓発を強化するため、節 10 需用費のうち、消耗品費は、啓発に係る費用を増額するもので、印刷製本費は、新たに自殺予防リーフレットを作成するものです。

事業番号 (15) 新型コロナウイルスワクチン接種事業費では、当町における 5 回目オミクロン対応接種に係る費用をこれまでの初回接種、追加接種と同様に、節 01 報酬から節 12 委託料まで、説明欄記載のとおりそれぞれ見込み、合計 2,436 万 8,000 円を増額するものです。

次の目 03 母子保健事業費、事業番号 (03) 妊産婦・乳幼児保健指導事業費、節 14 工事請負費 36 万 3,000 円の増額は、24 ページをご覧ください。説明欄記載の子育て世代包括支援センターについて、母子保健担当の保健師を先月 8 月に採用し、この 10 月に保健福祉センターに設置することから、その看板の設置に係る工事費を新たに計上するものです。

なお、町の保健師につきましては、さらに今月 9 月に 1 名採用し、主に成人保健を担当し、従来の 3 名体制を確保出来ております。

次に、事業番号 (16) 未熟児養育医療事業費、節 22 償還金・利子及び割引料 13 万 8,000 円の増額は、令和 3 年度決算に伴い、未熟児養育医療費補助事業に係る国及び東京都に対し、実績に基づき、補助金を返還するものです。

○環境整備課長 (坂村 孝成君) 次に、目 04 環境衛生費 44 万 8,000 円の増額は、事業 (01) 環境衛生総務費において、節 04 共済費 25 万円の増額は、人件費の調整によるもので、次の節 12 委託料 19 万 8,000 円の増額は、生活環境に影響を与える臭気に関する相談が寄せられているため、臭気測定に係る感覚公害測定委託料を増額するものです。

次に、項 02 清掃費、目 01 清掃総務費 12 万 2,000 円の増額は、事業 (01) 清掃総務費において、節 03 職員手当等を 2 万 2,000 円増額し、次の節 04 共済費を 10 万円増額するもので、人件費の調整によるものでございます。

以上で、款 04 衛生費の説明を終わります。

○観光産業課長（杉山 直也君） 次に、款 06 農林水産業費です。項 01 農業費、目 01、事業（01）農業推進協議会費 120 万円の増額は、人件費の調整によるものです。

25 ページをお願いいたします。目 03 農業振興費、事業（01）農業振興総務費 80 万円の増額は、節 14 工事請負費で、説明欄記載の特産物加工体験施設高圧変電設備更新工事費が設計委託において増額となったことから 80 万円を増額するもので、次の事業（03）体験農園管理運営事業費 12 万 4,000 円の増額は、人件費の調整によるものでございます。

次に、項 02 林業費、目 01、事業（01）林業総務費 359 万 9,000 円の増額は、人件費の調整によるものです。

26 ページをお願いいたします。事業（02）都民の森管理運営事業特別会計繰出事業費 27 万 5,000 円の減額は、都委託金の額の確定によるものです。

次に、目 03 森林費、事業（01）森林保全・活用総務費 539 万 5,000 円の増額は、節 02 給料から節 04 共済費までは人件費の調整によるもので、節 10 需用費は、安寺沢の森林モノレールの動力機の修繕費として 8 万 1,000 円を増額し、次の節 17 備品購入費は、ロープジャックの値上げに伴い、1 万 5,000 円を増額するものです。

次に、事業（02）多摩の森林再生事業費は、額の変更はございませんが、節 04 共済費において人件費の調整により、23 万円を減額したため、同額を節 10 需用費で調整したものでございます。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、目 04 林道治山費 307 万 5,000 円の増額は、27 ページをご覧ください。内訳で、事業（01）林道維持管理費 300 万円の増額は、節 14 工事請負費を増額するもので、林道 2 路線について維持補修工事を見込むもので、君平線林道及び大丹波線林道の構造物の維持補修を見込み、増額するものでございます。

次に、事業（05）都営事業負担金 7 万 5,000 円の増額は、都施工越沢線林道開設事業において東京都からの通知により、立木伐採本数 50 本増に対応するため、節 21 補償・補填及び賠償金を増額するものでございます。

○観光産業課長（杉山 直也君） 次に、項 03 水産業費、目 01、事業（01）水産業総務費 24 万 4,000 円の減額は、人件費の調整によるもので、次の事業（02）内水面漁業環境活用施設整備事業費 32 万 9,000 円の増額は、節 12 委託料で、説明欄記載の氷川国際釣場第 2 駐車場進入路実施設計委託において設計内容の見直しに伴い、増額するものでございます。

以上で、款 06 農林水産業費の説明を終わります。

○議長（高橋 邦男君） お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にし

たいと思いますけども、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 35 分から再開いたします。

午前 11 時 24 分休憩

午前 11 時 35 分再開

○議長(高橋 邦男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 47 号、27 ページの歳出の商工費から説明願います。観光産業課長。

○観光産業課長(杉山 直也君) それでは、27 ページ、商工費でございます。項 01 商工費、目 01 商工総務費 1 億 1,021 万 9,000 円の増額は、28 ページをお願いいたします。事業(02) 商工振興費 73 万円の減額は、花火大会中止により補助金を皆減するものです。

次に、事業(04) 地域応援券事業費 7,824 万 9,000 円の計上は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響、原油価格の高騰等に伴う燃料費や電気料金の値上げ等の影響を受けている町内事業者への支援並びに地域経済活性化のため、第 3 弾となる地域応援券事業を行うものでございます。今回は、令和 4 年 10 月 1 日現在の町の住民基本台帳に記載のある全ての方に対し、昨年度と同様に無償で配布するものでございます。応援券につきましては、町内の商店等で使用出来る 1 人 1 万 5,000 円の応援券、こちらは共通券 1 万円分、飲食店専用券 5,000 円分となり、使用期間につきましては、令和 4 年 11 月 1 日から令和 5 年 2 月 28 日までの 4 か月間を予定しております。予算につきましては、応援券実費分と加盟店募集から応援券の作成、換金手続きに係る一連の業務を一括で委託するための費用として 7,824 万 9,000 円を計上するものでございます。

次に、事業(05) 事業継続応援金事業費(燃料費高騰等対策)分でございます。3,270 万円の計上は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響並びに原油価格の高騰等に伴う燃料費高騰や電気料金の値上げ等の影響を受ける町内事業者に対し、事業継続を支援するための応援金を交付するものでございます。事業内容につきましては、町内に事業所、店舗等を有する中小企業者及び個人事業主に対し、令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 2 月 28 日の期間中に事業用として使用した燃料費及び電気料金について、その経費の 2 分の 1 を交付するもので、個人事業主については 10 万円を上限とし、複数店舗を有する場合は 15 万円を上限に、法人については 20 万円を上限とし、複数店舗を有する場合は 30 万円を上限として交付するものでございます。

節 18 負担金・補助及び交付金 3,250 万円の事業継続応援金につきましては、個人事業主

90 社、法人 110 社を見込んでおり、その他の節では消耗品費と郵券代を計上しているものでございます。

次に、項 02 観光費、目 01、事業（01）観光総務費 120 万 6,000 円の増額は、29 ページにかきまして人件費の調整によるもので、節 10 需用費 50 万 9,000 円の増額は、印刷製本費を増額し、観光パンフレットの増刷を行うものです。

次に、事業（07）観光施設等整備基金費 27 万 9,000 円の増額は、歳入でご説明いたしました峰谷川溪流釣場の使用料を当該基金へ積み立てるものです。

次に、目 02 観光施設費、事業（01）観光施設維持管理費 5 万 5,000 円の減額は、説明欄記載の鳩の巣荘専用白丸駐車場について契約解除により皆減するものです。

次に、事業（02）観光施設整備事業費 1,350 万円の増額は、節 12 委託料の景観伐採委託 455 万円と、節 21 補償・補填及び賠償金の立木補償費 45 万円の合計 500 万円で、歳入の商工費都補助金でご説明いたしました森林資源を活用した魅力創出事業補助金を活用し、むかし道の景観伐採を予定するものでございます。

節 14 工事請負費 850 万円の増額は、令和 3 年度に実施いたしました、もえぎの湯第 2 源泉調査委託の結果に基づき、もえぎの湯維持管理工事費を増額し、第 2 源泉井戸洗浄及びポンプ引揚げ位置変更工事などを行うもの及び冬期の観光施設の補修工事に備え、増額するものでございます。

以上で、款 07 商工費の説明を終わります。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、款 08 土木費でございます。項 01 土木管理費、目 01 土木総務費 92 万 1,000 円の増額は、30 ページをご覧ください。事業（01）土木総務費において節 03 職員手当等を 32 万 1,000 円の増額、次の節 04 共済費は 60 万円の増額で、人件費の調整によるものでございます。

次に、項 02 道路橋梁費、目 01 道路維持費の 2,500 万円の増額は、事業（01）道路維持費の節 14 工事請負費を増額するもので、町が管理いたします町道及び主線におきまして令和 4 年度後期における道路維持補修工事の実施に備え増額するものでございます。

次に、目 02 道路新設改良費は、予算の増減はございませんが、事業（01）都補助道路新設改良事業費の節 14 工事請負費において、説明欄記載の白丸丸の内西線道路新設工事は、構成杭打設に係る特殊工法の見直し精査により、特殊工法と比較し、安価な鋼矢板工法の採用が可能となったため、2,500 万円を減額するもので、これに伴い、次の説明欄記載、川井神塚東線道路新設工事が東京都との協議により、市町村土木補助事業で採択される見込みとなったため、延長 30m の整備を見込み、2,500 万円を増額するものでございます。

次に、目 03 橋梁維持費 1,000 万円の増額は、事業（01）橋梁維持費の節 14 工事請負費を増額するもので、令和 3 年度に実施いたしました橋梁点検の結果、むかし道の吊橋しだくら橋の床板劣化が著しく、早急な対応が必要との判断により増額するものでございます。○若者定住推進課長（須崎 洋司君） 次に、項 04 住宅費、目 01 住宅管理費、31 ページをお開きください。事業（01）若者定住推進事業費 130 万円の増額は、節 14 工事請負費で、令和 3 年度に建設した町営若者住宅、氷川、大氷川の住宅横、敷地内出入口部分の舗装工事により増額するものです。

次に、事業（02）町営公営住宅管理費 413 万 6,000 円の減額は、人件費の調整で、次に、事業（03）町営若者住宅管理費 45 万 1,000 円の増額は、人件費の調整と、節 10 需用費は、説明欄記載の町営若者住宅光熱水費を増額するものです。

次に、目 02 住宅建設費、事業（01）子育て応援住宅建設事業費 100 万円の増額は、節 14 工事請負費で、説明欄記載の子育て応援住宅建設地造成工事費を増額するもので、場所は、小丹波桜久保、学校給食センター下となります。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、32 ページをご覧ください。項 05 下水道費、目 01 公共下水道費、事業（01）下水道事業特別会計繰出事業費につきましては、予算の増減はなく、財源の組替えを行うものでございます。

以上で、款 08 土木費の説明を終わります。

○総務課長（天野 成浩君） 次に、款 09 消防費でございます。項 01 消防費、目 02 非常備消防費は、総額で 12 万 2,000 円の増額となります。内訳として、事業（01）非常備消防総務費 10 万円の増額は、節 04 共済費の増額で、人件費の調整によるものです。

次の事業（02）消防団費 2 万 2,000 円の増額は、説明欄記載の無線局登録更新諸費用を計上するものでございます。

次に、目 04、事業（01）防災費は 127 万 9,000 円の増額で、節 14 工事請負費として、福祉会館の社会福祉協議会事務室裏に説明欄記載の防災倉庫を設置するため、工事費を計上するものでございます。

以上で、款 09 消防費の説明を終わります。

○教育課長（新島 和貴君） 次に、款 10 教育費、項 01 教育総務費、目 02 事務局費 4,551 万 6,000 円の増額は、事業（01）事務局費 92 万 2,000 円の減額は所要額の調整、33 ページをお開きください。事業（02）教育文化振興基金 4,643 万 8,000 円の増額は、歳入でご説明いたしました寄付金を積み立てるものです。

次に、目 03 教育指導費 187 万 2,000 円の増額は、事業（01）教育指導費 153 万 3,000 円

の増額は、節 04 共済費は、所要額の調整により、節 18 負担金・補助及び交付金は、地域人材・資源活用推進事業指定校である奥多摩中学校へ補助するもので、内容は、教員の指導力向上のために大学教授に依頼し、授業観察や研修を行っていただく経費に充てるものです。

事業（03）幼稚園等補助事業費 33 万 9,000 円の増額は、新たに 1 名入園する方がいることにより、説明欄記載のとおり補助金等を増額するものです。

次に、項 02 小学校費、目 01 学校管理費 65 万 6,000 円の増額は、事業（01）小学校管理費、節 12 委託料、34 ページをお開きください。節 13 使用料及び賃借料を説明欄記載のとおり増額するもので、保護者連絡システムを整備するものでございます。従来連絡帳で行っていたものを個人情報管理する観点からメールで行うためにアプリ等を整備するものでございます。

次に、事業（02）古里小学校管理費、節 17 備品購入費の増額は、古里小学校プールに設置しております消防ホースの耐用年数が今年の 12 月で切れるため、買換えを行うものでございます。

次に、項 04 給食費、目 01 給食管理費 73 万 9,000 円の増額は、所要額の調整によるものでございます。

次に、項 05 社会教育費、目 01 社会教育総務費 128 万 6,000 円の減額は、所要額の調整によるものでございます。

次に、35 ページをお開きください。目 03 文化財保護費 42 万 7,000 円の増額は、節 01 報酬から節 08 旅費までは、所要額の調整及び実績見込みにより、節 10 需用費から節 17 備品購入費までは、説明欄記載のとおりそれぞれ増額するもので、節 10 需用費、06 修繕費の増額は、青目立不動尊休み処長屋門 2 階の羽目板が破損し、動物が侵入することから修繕するものでございます。

節 12 委託料の横断幕作成は、国指定の鹿島踊りの関係で作成するものでございます。

節 17 備品購入費は、管理地の植木を管理するため、ガーデンカッターを購入するものでございます。

次に、36 ページをお開きください。目 04 水と緑のふれあい館事業費 1,227 万円の増額は、事業（01）水と緑のふれあい館運営事業費、節 02 給料から節 04 共済費は、所要額の調整により、節 18 負担金・補助及び交付金は、ふれあい館改修工事負担金を 1,202 万 5,000 円増額するもので、現在、外壁等の改修工事を実施しておりますが、予定より外壁の剥離箇所が多いことから増額するものです。なお、全体の増額は 2,961 万 6,000 円で、



協定により 6 割は東京都が支出し、4 割を支出するもので、それに一部事務費を計上したものが 1,202 万 5,000 円となります。

次に、目 07 森林館費 1 万 8,000 円の増額は、節 17 備品購入費を増額するもので、植栽管理用のヘッジトリマーを購入するものでございます。

次に、項 06 保健体育費、目 01 保健体育総務費は、37 ページをお開きください。歳入でご説明いたしましたスポーツ実施促進事業費を充当するため、財源を組み替えるもので、増減はございません。

以上で、款 10 教育費の説明を終わります。

○観光産業課長（杉山 直也君） 次に、款 11 災害復旧費です。項 03、目 01 過年度災害復旧費、事業（01）令和元年台風第 19 号災害復旧事業費 3,850 万円の増額は、節 14 工事請負費で、説明欄記載の氷川溪谷遊歩道災害復旧工事において施工上の変更事項が生じたため増額を行うものです。

以上で、災害復旧費の説明を終わります。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次は、款 12 公債費でございます。内訳といたしまして、項 01 公債費、目 01 元金、（01）長期債元金償還費が 40 万 2,000 円の増、目 02 利子、（01）長期債利子償還費が 84 万 9,000 円の減で、主な要因は、借入れ時の規定に基づき、臨時財政対策債の借入れ後 10 年経過による利率見直しなどを行うもので、元利合計では 44 万 7,000 円の減額となります。

次の款 14 予備費 95 万 4,000 円の増は、歳入歳出の予算調整によるものです。

次に、ページが飛びますが、43 ページをご覧ください。継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書でございます。

この調書につきましては、5 ページ第 2 表にございます氷川溪谷遊歩道災害復旧事業の継続費補正を反映したもので、年度別の支出額や進行状況等を記載してございますので、ご確認をお願いいたします。

次に、44 ページをご覧ください。町債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

この調書につきましては、6 ページ、第 3 表にございます臨時財政対策債の町債補正及び 37 ページの歳出、款 12、目 01 元金の増額を反映したものです。

表中左上には区分欄がございますが、一番下から 3 つ目の（3）臨時財政対策の欄の右に 3 ついていただきまして、当該年度中起債見込額の欄では、減額補正後の 2,879 万

1,000円が計上され、その1つ右側の当該年度中元金償還見込額の欄では40万2,000円が加算された1億8,671万円となっており、一番右側の当該年度末現在高見込額では7,161万1,000円減の15億7,614万9,000円となっております。これらに伴い関連する表中の合計欄等の額が増減されております。

以上をもちまして議案第47号 令和4年度奥多摩町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、議案第47号の説明は終わりました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで休憩にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、午後1時から再開いたします。

午前11時54分休憩

午後1時00分再開

○議長（高橋 邦男君） 午前中に引き続き会議を開きます。

次に、議案第48号及び議案第49号について説明を求めます。観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） それでは、議案第48号 令和4年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

6ページをお開きください。歳入でございます。

款01 使用料及び手数料、項01 使用料、目01 森の家使用料68万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、イベントの宿泊人数を制限していることから、収入見込額を減額するものでございます。

次に、款02 繰入金、項01 他会計繰入金、目01 一般会計繰入金27万5,000円の減額は、一般会計の都委託金でご説明いたしました都民の森管理運営委託金の額の確定に伴う減でございます。

次に、款04、項01、目01 繰越金809万5,000円の増額は、前年度繰越金が確定したことによるものでございます。

7ページをお願いいたします。歳入となります。

款01 総務費、項01 利用管理費、目01、事業（01）一般管理費132万4,000円の減額は、節01 報酬で、会計年度任用職員報酬を144万円増額し、次の節02 給料は226万7,000円の減額、節03 職員手当等は、説明欄記載のそれぞれの手当を増額、或いは減額するもので、

節全体で29万7,000円を減額するもので、次の節04共済費は20万円を減額するもので、人事異動の反映や実績見込みにより、人件費の調整を行うものでございます。

次に、目02、事業(01)事業費810万円の増額は、節10需用費で600万円を増額するもので、説明欄記載の消耗品費から修繕費まで、今後の事業に係る必要経費を増額し、次の節11役務費10万円の増額は、8ページをお願いいたします。施設設備点検料として電気、水道等の急な不具合が発生した場合の緊急点検料として新たに計上するものでございます。

次に、節12委託料10万円の増額は、体験の森内に設置のモノレールの点検業務委託を新たに計上し、次の節13材料及び賃借料は、寝具等のリース料の単価の増額改定により20万円を増額するもので、次の節17備品購入費170万円の増額は、施設管理やイベント時に使用する備品の購入費を計上するものです。

次に、款02、項01、目01、事業(01)予備費は、予算調整により36万4,000円を増額するものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。9ページからは、給与費の明細書でございますが、先ほど事業(01)一般管理費でご説明いたしました人件費の内容を詳細な表にまとめたものですので、説明は省略をさせていただきます。

以上で、議案第48号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第49号 令和4年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明をいたします。

6ページをお開きください。歳入でございます。

款04、項01、目01繰越金56万5,000円の増額は、前年度繰越金が確定したことによるものでございます。

7ページをお願いいたします。歳出でございます。

款01総務費、項02、目01、事業(01)利用管理費56万5,000円の増額は、節10需用費は、修繕費を36万1,000円増額するもので、施設や設備の修繕費を見込むものです。

次に、節11役務費は、浄水及び污水处理施設の急な不具合が発生した場合の緊急点検料として新たに計上するものでございます。

以上で、議案第49号の説明を終わらせていただきます。

○議長(高橋 邦男君) 以上で、議案第48号及び議案第49号の説明は終わりました。

次に、議案第50号及び議案第51号についての説明を求めます。住民課長。

○住民課長(加藤 芳幸君) 議案第50号 令和4年度奥多摩町国民健康保険特別会計補

正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

6ページをお願いします。歳入からご説明いたします。

款01、項01国民健康保険税、目01一般被保険者国民健康保険税729万円の増額は、当初課税額確定に伴い、節01医療給付費現年課税分492万3,000円、節02後期高齢者支援金現年課税分235万7,000円、節03介護納付金現年課税分1万円をそれぞれ増額するものです。

次の款06、項01繰越金、目02その他繰越金は、前年度繰越金の確定により、834万8,000円の増額を見込み、その他繰越金の計を3,073万8,000円とするものです。

以上で、歳入の説明は終わります。

7ページをお願いします。歳出です。

款01総務費、項01総務管理費、目01、事業(01)一般管理費の55万9,000円の増額は、説明欄記載の委託料で、国民健康保険法施行規則の改正に伴い、性別欄の削除等を行うため、国民健康保険システムの改修を、また、今年度からの未就学児に係る均等割の軽減制度に対応するため、国保ラインシステムの改修を行うものです。

次に、款02保険給付費、項07傷病手当金、目01、事業(01)傷病手当金58万4,000円の増額は、説明欄記載の傷病手当金を増額するもので、新型コロナウイルス感染症による傷病手当金につきまして令和3年度同様の対応を取るため、皆増するものです。

次の款08諸支出金、項01償還金及び還付金、目02償還金1,449万5,000円の増額は、令和3年度会計実績により、国都支出金及び療養給付費交付金の超過交付分を返還する必要が生じることから、概算所要額について計上するものです。

以上で、議案第50号の説明を終わります。

続きまして、議案第51号 令和4年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

6ページをお願いします。歳入になります。

款01保険料、項01後期高齢者保険料、目01後期高齢者医療保険料530万3,000円の増額は、当初賦課額確定によるもので、内訳としまして、節01現年度分特別徴収保険料が261万8,000円の減額、節02現年度分普通徴収保険料が836万4,000円の増額、節03滞納繰越分普通徴収保険料が44万3,000円の減額となります。

次の款04、項01繰越金、目01前年度繰越金609万7,000円の増額は、前年度繰越金確定によるものです。

次の款05諸収入、項05雑入147万5,000円の増額は、説明欄記載の広域連合葬祭費負

担金還付金につきまして、令和3年度の実績により81万9,000円の追加交付を受けるもので、未収金補填分負担金還付金につきましては、あらかじめ広域連合に納付したもののから徴収分還付金が確定したため、65万6,000円を増額するものです。

歳入は以上になります。

7ページをご覧ください。歳出です。

款02、項01広域連合納付金1,159万8,000円を増額は、令和4年度後期高齢者医療保険料当初賦課の決定及び療養給付費見込額を増額により、療養給付費負担金を479万1,000円、保険料等負担金を680万7,000円増額するものです。

次の款05諸支出金、項01償還金及び還付加算金、目03広域連合返還金29万9,000円を増額は、葬祭費支給事業受託金返還金の増によるものです。

次の項02繰出金、目01一般会計繰出金97万8,000円を増額は、令和3年度決算額確定に伴う未収金補填分返還金及び葬祭費負担金について一般会計に返還するものです。

以上で、議案第51号の説明を終わります。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、議案第50号及び議案第51号の説明は終わりました。

次に、議案第52号についての説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 議案第52号 令和4年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

6ページをご覧ください。歳入でございます。

款01保険料、項01介護保険料、目01第1号被保険者保険料、節01現年度分特別徴収保険料324万9,000円を増額、節02現年度分普通徴収保険料172万8,000円の減額は、それぞれ令和3年度からの第8期介護保険事業計画に基づく保険料により算定し、また、今年度の実績見込みによりそれぞれ補正するものです。

節03滞納繰越分普通徴収保険料は、滞納繰越額の確定により9,000円を増額するものです。

款03国庫支出金、項01国庫負担金、目01介護給付費負担金、節01現年度分は、負担金の見込みにより250万8,000円を増額。節02過年度分は、窓開けで計上していた額を令和3年度決算の確定に伴い、1,000円を減額するものです。

次の項02国庫補助金、目01調整交付金について、現年度分は交付額の見込みにより70万3,000円を増額、過年度分は、窓開けで計上していた額を令和3年度決算の確定に伴い、1,000円を減額するものです。

目02地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）においては、交付額の見

込みにより、現年度分で 39 万 5000 円を増額し、過年度分は、窓開け計上を決算の確定に伴い、1,000 円を減額するものです。

目 03 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は、過年度分の窓開け計上を令和 3 年度決算の確定に伴い、1,000 円を減額するものです。

7 ページをご覧ください。目 04 保険者機能強化推進交付金は、見込みにより 73 万 4,000 円を増額するもので、目 05 介護保険保険者努力支援交付金は、同じく見込みにより 95 万円を増額するものです。

次に、款 04 支払基金交付金、項 01 支払基金交付金、目 01 介護給付費交付金において、交付額の見込みにより現年度分で 271 万 1,000 円を増額し、過年度分は、窓開け計上を令和 3 年度決算確定に伴い、1,000 円を減額するものです。

目 02 地域支援事業支援交付金では、交付額の見込みにより、現年度分で 42 万 6,000 円を増額し、過年度分は、窓開け計上を前年度の決算確定に伴い、1,000 円を減額するものです。

次に、款 05 都支出金、項 01 都負担金、目 01 介護給付費負担金において国庫負担金支払基金交付金と同様に、負担金の見込みにより、現年度分で 75 万 5,000 円を増額し、過年度分は、窓開け計上を前年度決算確定に伴い、1,000 円を減額するものです。

項 02 都補助金、目 01 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）では、現年度分は、交付額の見込みにより 19 万 8,000 円を増額し、過年度分は、窓開け計上を 1,000 円、前年度の決算確定に伴い減額するものです。

8 ページをご覧ください。目 02 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は、過年度分について窓開け計上 1,000 円を前年度決算確定に伴い減額するもの。

次に、款 07 繰入金、項 01 一般会計繰入金、目 01 介護給付費繰入金では、現年度分で給付額の見込みにより 125 万 5,000 円を増額し、過年度分は、国都支払基金と同様に、過年度分の額の確定により、窓開け計上 1,000 円を減額し、目 02 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）において現年度分は、地域支援事業費の見込みにより、19 万 8,000 円を増額し、過年度分は、額の確定により、窓開け計上 1,000 円を減額するものです。

目 03 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）では、過年度分について額の確定により、窓開け計上 1,000 円を減額するもの。

目 05 その他一般会計繰入金では、介護保険システム改修に係る事業費として 35 万 2,000 円を増額するものです。

次に、款 09 使用料及び手数料、項 01 使用料、節 01 使用料で、いずれも見込みにより、総合事業配食サービス事業利用者負担金を 15 万円、総合事業介護予防デイサービス事業利用者負担金を 7 万 2,000 円それぞれ増額するものです。

次に、款 10 繰越金は、令和 3 年度の会計の確定により、4,108 万 1,000 円を増額するものです。

9 ページをご覧ください。歳出でございます。

款 01 総務費、項 01 総務管理費、目 01 一般管理費、(01) 一般管理費では、節 12 委託料において、介護保険システム改修業務委託に係る経費 35 万 2,000 円を新たに計上するものです。

款 02 保険給付費、項 01、目 01 介護サービス等諸費、(01) 居宅・施設介護サービス等給付費では、節 18 負担金・補助及び交付金において、いずれも実績見込みにより、地域密着型介護サービス給付費を 2,000 万円増額し、施設介護サービス給付費を 800 万円減額、合計では 1,200 万円を増額するものです。

項 02、目 01 介護予防サービス等諸費、(01) 介護予防サービス等給付費では、財源の組替えを行うものです。

項 03 その他諸費、目 01 審査支払手数料、10 ページをご覧ください。(01) 審査支払手数料では、節 12 委託料において、保険給付審査支払事務委託料を審査支払い件数の実績見込みにより、4 万円を増額するものです。

項 04、目 01 高額介護サービス等費、(01) 高額介護・高額医療合算介護サービス等費では、財源の組替えを行うものです。

項 05、目 01、(01) 町特別給付費では、財源の組替えを行うものです。

項 06、目 01、(01) 特定入所者介護サービス等費では、節 18 負担金・補助及び交付金において実績見込みにより 200 万円を減額するものです。

11 ページをご覧ください。款 03 地域支援事業費、項 01 介護予防・日常生活支援総合事業費、(01) 介護予防・生活支援サービス事業費では、節 12 委託料において、配食サービス事業委託を 55 万 4,000 円、介護予防デイサービス事業委託を 117 万円、いずれも利用者の増を見込み増額するものです。

(02) 一般介護予防事業費では、節 03 職員手当等 7 万 8,000 円は、会計年度任用職員の勤務状況に応じて期末手当を新たに計上するもので、節 10 需用費及び節 12 委託料は、説明欄記載のとおり、福社会館内の機能訓練室、筋力向上トレーニングマシンの修繕に係る経費の科目を組み替えるものでございます。

12 ページをご覧ください。項 02 包括的支援事業・任意事業費、目 01 包括的支援事業・任意事業費、(01) 介護予防ケアマネジメント事業費から (06) 生活支援体制整備事業費まで、(04) 任意事業費を除き、財源の組替えを行うもので、(04) 任意事業費は、家族介護教室を委託により実施するもので、節 07 報償費から節 12 委託料に科目を組み替えるものです。

13 ページをご覧ください。款 04 基金積立金、項 01 基金積立金、(01) 介護給付費準備基金積立金 1,661 万円の増額は、繰越金と滞納繰越分の保険料額の確定に伴う保険料相当額等について、今後の事業運営のため、介護給付費準備基金として積み立てるための予算措置でございます。

款 06 諸支出金、項 01 償還金及び還付金、目 02 償還金、(01) 償還金は、令和 3 年度会計の確定に伴い、超過交付となっている介護給付費及び地域支援事業費に係る国都負担金及び支払基金交付金について返還をするため、説明欄記載の返還金として 2,450 万 8,000 円を増額するものです。

項 02 繰出金、(01) 一般会計繰出金は、同じく会計の確定に伴い、一般会計から介護保険特別会計に繰り入れていた額について超過分を返還するもので、70 万 1,000 円を増額するものです。

14 ページをご覧ください。款 07 予備費は、予算調整により、7,000 円を減額するものです。

15 ページをご覧ください。給与費明細書でございます。歳出予算でご説明いたしました人件費、会計年度任用職員の給与費明細書、職員手当の内訳となりますので、後ほどご参照をお願いいたします。

以上で、議案第 52 号の説明を終了いたします。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、議案第 52 号の説明並びに全議案の説明は終わりました。

これより質疑を行います。議案第 47 号、一般会計補正予算については、はじめに歳入、次に歳出それぞれの質疑を行い、議案第 48 号から議案第 52 号までについては、歳入歳出含めて一括して行います。

なお、1 回の質問事項については、3 項目までとさせていただきますので、よろしくお願ひします。

はじめに、議案第 47 号の歳入の質疑を行います。質疑ありませんか。9 番、石田芳英議員。

○9 番（石田 芳英君） 9 番、石田でございます。



ページで言いますと、11 ページの寄付金のところなんですけども、教育文化振興寄付金見込額ということで、4,600 万円ほど見込んで補正されておりますけれども、これの内容について具体的に教えていただければと思うんですけども。それと関連して、33 ページのところでの寄付金が積立金ということで、4,600 万円積み立てられておりますけれども、積み立てた理由とか、今後の使途とか分かりましたらお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 9 番、石田議員さんからのご質問にお答えいたします。

11 ページ、一番上でございます款の 17 寄付金ということで、教育文化振興寄付金見込額増 4,643 万 7,000 円でございます。こちらの内容ということでございますけれども、町の教育に役立ててほしいという旨の遺言ということですので、お亡くなりになられている方なんですけども、こちらの方が遺言執行者ということで、弁護士の方を通じてなんですが、本年の 6 月にその弁護士さんを通じて町のほうに寄付されたという状況でございます。こちらの方、本来この金額であれば、広報もそうですけども、叙勲とかの対象にもなってくるんですが、その弁護士さんを通じては広報での公表も控えてほしいということ、それからまた叙勲のほうも辞退したいということですので、具体的なお名前等はちょっと申し上げられないという状況。ただ、亡くなられた当時といいますか、小平のほうに住んでいた方ということまでは、この場ではお知らせをさせていただきたいと思います。

また、受領した多額の寄付なんですが、活用方法等につきましては、先ほど議員からございましたけども、歳出のほうでは教育文化の振興基金のほうで積立てというところで、具体的な活用方法がまだ見いだせていないということですので、取りあえず現状としては関連のある教育のほうの基金に積みましていただいたということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。12 番、原島幸次議員。

○12 番（原島 幸次君） はい、12 番、原島です。

1 点質問したいんですが、12 ページの地域資源活用事業収入で 9,401 万 3,000 円というふうに大きな数字なんで、これは野村不動産の関係だと思っておりますが、支出のほうを見ますと、総務費の 15 ページで 6,569 万 7,000 円の支出になっているんですが、入ってくるのが 9,400 万で、支出が大分金額が違うんで、どういうふうな形に分配するのか、この 9,500 万を。それから、あとどのくらいまだ入ってくるのか、また、どのくらい今後続くのか。あと何%くらい今済んでいるのか。その辺をお聞かせいただければ有り難いと思います。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 12 番、原島議員さんからのご質問にお答え申し上げます。

12 ページでございます。款の 20 諸収入ということで、目が 07 地域資源活用事業収入でございます。補正額 9,401 万 3,000 円ということで、補正前の当初予算の計上額は 9,700 万円ほどということで、補正後 1 億 9,100 万円という大きな金額になってございます。

最初に、この歳入が 9,400 万円の補正に対して、歳出のほう、15 ページになりますけれども、こちらのほうが 6,500 万円という状況で、歳出のほうが少ないという状況でございます。ここの差につきましては、もともと底地が町、立木所有者は地元の方々ということで、分収林契約を結んでいるところでございます。分収林というのは、通常であれば、木を切って搬出して市場で売ってということで、その利益を分収ということなので、収益を分けるという意味になるんですけども、そのときの割合の内容が底地の町のほうが 3 割、それから、植え主というか、山林所有者の方が 7 割という契約内容になっています。

したがって、歳出のほうが少ないというのは、全体の収入に対して地元の方に 7 割行く金額が、この歳出で見ている補正額の 6,569 万 7,000 円で、補正後を当初と合わせますと 1 億 3,419 万 7,000 円が歳入の 7 割相当ということで地元の方々に分配されるというような状況でございます。したがって、その差分の 3 割、こちらが町のほうの純粋な収入という状況になります。

それから、あとどのぐらい続くかということなんですけども、当初予算のときに若干、また、その前段の全協のときにもお話をちょっとしたかとは思いますが、改めてということで、当初、この大塚山のエリアで全部で 10 筆、野村不動産のほうを活用したいということで、今年の優先エリアということで 3 筆を予定していました。その 3 筆分を当初予算に乗せていたという状況です。ここでこれだけの金額が上乘せされたということで、結果としましては 10 筆全ての分収林契約の解除がここで整ったということで、言ってみれば 100%完了という状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。3 番、相田恵美子議員。

○3 番（相田恵美子君） 3 番、相田です。

ページ 11 ページなんですけども、先ほど石田議員の質問に付随してなんですけれども、高額なご寄付をいただいてとても有り難いなと思いました。その方、詳しい情報はいいんですけど、奥多摩町の出身者というか、そこだけは教えていただくことが出来ますか。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 3番、相田議員さんからのご質問にお答えいたします。

11 ページの先ほどの寄付の部分ということで、寄付された方が奥多摩出身かということなんですけど、これも実は私どものほうに、その弁護士さん通じて遺言をつくるときの公正証書の写しをいただいているんですが、現在住所、当時、ご存命のときのつくられた小平というのは分かるんですけども、出身がどこ書いていないので、うちのほうでも把握が出来ない。弁護士さんのほうに聞いても明確な答えが返ってこないというところで、確定したことが分からないという状況ですので、大変申し訳ないんですけども、状況をご理解いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 以上で、議案第47号の歳入質疑を終結します。

次に、議案第47号の歳出の質疑を行います。4番、小山辰美議員。

○4番（小山 辰美君） 4番、小山です。

ページが28ページ、商工費になります。事業継続応援金の事業費の件なんですけど、先ほど詳しく説明いただいたんですけど、もう少し詳しい説明をお願いしたいと思います。

○議長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 4番、小山議員さんからのご質問にお答えいたします。

ページ28ページの商工費の事業（05）事業継続応援金事業費のもう少し詳しい内容という状況でございます。先ほどのご説明とダブるところはあるかと思うんですが、再度説明をさせていただきます。

今回、原油価格の高騰並びに燃料費の高騰等々、事業者の皆様が非常に経営的に苦しいという状況もございますので、今回そこに絞った事業継続応援金ということで制度のほうの設計をさせていただきます。

具体的には先ほども少しお話しいたしましたが、町内に事業所、店舗等を有する中小企業者及び個人事業主が対象となります。そして、10月の1日から2月の28日までの期間において、事業用として使用した燃料、こちらについて燃料につきましてはガソリン、軽油、重油、灯油、LPガス等を対象にしております。また、電気料金、こちらも事業用に使用した電気料金ということで対象にしております。

先ほど申し上げました10月1日から2月28日までの期間に使用したこちらのそれぞれの燃料費、電気料金の領収書のほうを提出、申請書も当然ございますが、申請書と領収書

を出していただきまして、その経費の2分の1を交付をするというものでございますが、個人事業主につきましては上限を10万円ということで設定をさせていただいております。個人事業主の中でも複数店舗を有している事業者さんもいらっしゃいますので、そちらについては5万円の上乗せを行いまして、15万円を上限にさせていただきます。また、法人につきましては20万円を上限といたしまして、複数店舗を有する場合は10万円を上乗せいたしまして、30万円を上限ということで設定をさせていただいております。

10月からの燃料費、電気料の使用の分ということになりますので、当然、設定の上限に達すればそこで申請していただいても結構ですし、2月まで待つて、使用分の2分の1、上限に達していなければその額になりますけれども、そちらの申請をしていただいても結構です。

また、いろいろ柔軟な対応という部分で、こういった設定にさせていただいたので、個々のいろいろな事情が出てくると思いますので、そちらのほうは事業者の方と調整をさせていただきながら、公平性が担保されるような形でこの事業を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

14ページ、総務費の広報費のところ、ホームページの音声読上げ機能をやめたので使用料が減というふうなご説明だったんですけども、リニューアルに伴う、なぜ読上げ機能をやめたのか、利用する方がいないのかどうかというところと、もう一点、24ページ、子育て世代包括支援センターの看板設置、一番上のところなんですけども、母子担当の保健師さんがついたというところで看板を設置するというところだったんですけども、この詳しいものの説明をしていただければと思います。

その下のところの感覚公害測定のところ、感覚公害の申入れがあったのかというご説明だったと思うんですけど、どういった内容のご意見だったのか、伺えればと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 6番、大澤議員さんの1点目のホームページの読上げ機能の取外しということでお答え申し上げます。

今回のリニューアルを検討した際に、読上げ機能をする人は、既に何らかのソフトが設置されているということで、業者さんからのアドバイスもいただいて取り外したという経

緯がございます。

また、これまでの経緯の中で、実績として月4件ぐらいの使用があったぐらいなんです。そういうことも加味いたしまして、今回4年度からのリニューアルに伴って外したという経緯がございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 6番、大澤議員の2点目の質問、歳出24ページ、事業としましては、母子保健事業費の中の子育て世代包括支援センター看板設置事業に関連して、そのセンターの事業ということでございますけれども、こちらにつきまして、まずは10月設置をいたしまして、その後、現時点もそうですけれども、そのセンターで実施が出来る事業、国の事業であったり、都の事業でございますので、具体的にはデイサービス、日帰りであったり、宿泊のところであったり、そういったところを含め、妊婦の方の産前産後の支援に係る制度を引き続き制度設計いたしまして、12月補正で国都の補助を受けられるようであれば、再度補正をさせていただきまして、今度は具体的なソフトの部分、制度のところをメニュー化して進めていきたいというふうに考えているところでございます。ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 6番、大澤議員の3点目のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

24ページの目04環境衛生費、節12委託料19万8,000円の増額です。感覚公害に関する部分でございます。こちらにつきましては、丹三郎地内の事業所におきまして周辺の皆さんの生活環境に影響を与える臭気が拡散していると多々の相談が寄せられているという状況でございます。このことから悪臭防止法における規制基準の臭気指数の測定を実施するというので、今回増額をさせていただくものでございます。

この臭気指数測定を実施した結果、仮に規制基準をオーバーしているというようなことが確認された場合は、悪臭防止法の規定に基づきまして、設備の改良や、それから排出を減少させるための措置を実施するよう、改善勧告を行うということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） すみません、ご答弁ありがとうございました。

ちょっと確認したいんですけど、読上げ機能については月4件ほどあったということなんで、利用される方があったと思うんですけども、ソフトがついているだろうということ

で外したというご答弁だったんですが、4件ほど使われている方が、そのソフトがあるかどうかというのは確認はされたんでしょうか。なければ、外しちゃうと使えなくなるので、困るんじゃないかなというふうには思いました。

あと看板です。看板はどのような看板なのか、ご説明いただけると、どういうふうに見えるかというのをいただきたいです。

あと臭気については、その臭気を出しているところは工場とか、会社とかそういうことでしょうか。お答え出来ましたらお願いします。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 読上げ機能の4件の使われている方の部分でございますけれども、こちらは誰がどう使われているかというのは分かりませんが、今後4月から8月にかけてこの部分についての問合せ等もございませんので、また、問合せ等ございましたらその辺は検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解ください。

○議長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 引き続き2点目でございます。先ほど不足がございまして申し訳ございません。看板でございますが、こちらの子育て世代包括支援センター、保健福祉センター内に設置しますので、保健福祉センターの正面玄関に、今、保健福祉センターの表記の看板と、あと地域包括支援センターの表記の看板でございますけれども、それと同様に看板設置を予定しているものでございます。

○議長（高橋 邦男君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 先ほどの内容にちょっと補足させていただきまして、内容につきましては工場でございます。この工場の中におきまして事業活動としてアクリル板をレーザー機器で切断をしまして、キャラクターグッズのキーホルダー等を作っているという事業内容でございます。アクリル板をレーザー機器で切断する際に発生する臭い、これが近隣の地域のほうに拡散しているという状況で、お困りという声が寄せられておりますので、臭気の測定を実施したいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） お諮りします。会議の途中でありますので、ここで暫時休憩にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、午後2時から再開いたします。

午後 1 時 46 分休憩

午後 2 時 00 分再開

○議長（高橋 邦男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 47 号、歳出の質疑から行います。2 番、森田紀子議員。

○2 番（森田 紀子君） 2 番、森田です。

1 点お伺いさせていただきます。15 ページ、マイナポイント申込支援委託のところなんですけど、この委託先とその業務内容、住民の方からマイナポイントの取り方が分かりづらいというお話をたくさんいただいておりますので、どのような支援をしていただけるのか教えていただけたらと思います。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 2 番、森田議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、マイナポイントの支援業務の委託先ですけれども、こちらは今後、可決いただきましてから業者は決定する形になります。

また、業務の内容ですけれども、マイナポイント申込みにつきましては、現在、パソコンやスマートフォンからホームページを通じて行う方法と、あと、手続スポットで行う方法という 2 通りがございます。いずれにいたしましてもパソコンとスマートフォンの機器をお持ちでない方、機器はあるけれども、高齢者などで申込み方法が分からない方が多くいると想定したことから、臨時窓口として役場の地下 1 階のエントランスですとか、文化会館の入り口のエントランスを通じて、そこで支援業務を行っていただくというところでございます。

その支援業務の内容でございますけれども、こちらにつきましては、マイナポイントを受けるための条件となるものの一つとして公金口座の登録などがございます。これらについての支援を行う、主にそちらの支援ですね。ポイントの手続含めて支援を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。3 番、相田恵美子議員。

○3 番（相田恵美子君） 3 番、相田です。

3 点ございます。1 点目が 20 ページの款 03 民生費、項 01 児童福祉費の目 02 児童措置費の (01) 保育所措置費の節 12 委託料の児童措置費が出ていますけれども、先ほどの課長のご説明では、支援が必要なお子さんに対しての保育体制のための職員のための委託料ということであったと思うんですけど、各保育園、何人ぐらい支援が必要なお子さんがいらっ

しゃるのか、教えていただければと思います。

2点目です。28ページの款07商工費、項01商工費、(04)地域応援券事業費なんですけれども、今回、委託料、委託先として青梅商工会議所さんなのか、第3弾となるということで、私、2回目のときもたしかお聞きしたかなと思うんですけど、3回目もそうなるのか、その理由は何なのかということをお聞きしたいというところです。

3点目です。戻りまして14ページの一番下です。庁舎建設整備事業費の説明のところの報償費、庁舎建設委員会委員報酬に付随しての質問なんですけれども、昨日の町長のご挨拶の中でも一般公募の委員が3名決まったということでお話がありました。何名応募があったのか。大まかでいいので、それを採用した基準が、差し支えない範囲で分かれば教えていただきたいと思います。

以上3点でございます。お願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 3番、相田議員の1点目の質問、款03民生費、項02児童福祉費の(01)保育所措置費の中の委託料、児童措置費に係る部分で、何名ほど想定されているかというご質問になろうかと存じます。

こちら新たに町制度として創設する関係から、これから把握していく状況ではございますけれども、これまで要望を受けている中では各園2名ないし3名いらっしゃるということで、国の制度がございまして、国制度の場合は、医療機関の受診等まで必要になりますので、なかなかその受診まで繋がらないお子さんについて子ども家庭支援センターの心理士が保育園に出向いて状況を確認して、保育園と意見交換を行いまして、状況を踏まえて町として助成する制度を新たに設けるものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 3番、相田議員さんからの2点目のご質問にお答えいたします。

商工費の事業(04)地域応援券事業費の関係で、委託先とその理由というようにお話でございまして、こちらにつきましては、この補正予算のほうをご決定いただいた後に、当然、指名業者選定委員会のほうで諮らせていただいて、そこで業者が決定するということが大前提でございまして。

担当課といたしましては、第3回というところになりまして、1回目2回目とも青梅商工会議所にやっていただいております。今のスケジュールで行くと、10月1日の住民基本



台帳に登録されている方と。当然、転入の届出 14 日間というところもありますので、10 月の中旬に対象となる方の選定をしまして、指名業者選定委員会が決まった後すぐに加盟店の募集だとか、印刷業務等に取りかかるというところもありますので、11 月 1 日からすぐに地域応援券事業がはじめられるように、住民の方に早く還元出来るようにということも考慮いたしまして、引き続き青梅商工会議所のほうに委託先としては考えておりますが、先ほど申し上げましたとおり、指名業者選定委員会のほうでご決定をいただいてから動くという状況でございます。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 3 番、相田議員さんから 3 点目のご質問に対してお答え申し上げます。

14 ページ、一番下、庁舎建設整備事業費の中の庁舎建設委員会委員報償に伴ってというところでございます。住民委員の部分、何名応募があったかということでこちらについては 6 名の応募がございました。

それから、採用基準のお話なんですが、これは募集させていただく際にもその選考結果の理由、そこについてはお答え出来ませんということで周知させていただいておりますので、そこについては控えさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。5 番、木村圭議員。

○5 番（木村 圭君） 5 番、木村です。

ページ数は 32 ページお願いします。消防費の中の下段の防災費で、防災倉庫設置工事ということで、福祉会館のところに造るということなんですけど、規模ですとか、目的等、詳しいことがあれば教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 5 番、木村議員さんのご質問にお答え申し上げます。

防災費の中の防災倉庫設置工事でございます。こちらの規模につきましては、間口が 5 m36 cm と、奥行きが 2.77m ということで、一般の備蓄倉庫が合わさったような形の範囲、規模的なものでございます。

こちらの内容ですけれども、災害時に避難所となる可能性が高い福祉会館となりますので、避難者用の物資と災害ボランティアの資機材を置くということで、避難者用の物資は町が管理するもの、災害用のボランティア資材、スコップだとか、あとはベスト等含めてですけれども、そういうものについては社会福祉協議会で管理するものでございますので、

両方が管理しながらこちらのほうを維持管理していくという形になりますので、ご理解賜ればと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 5番、木村圭議員。

○5番（木村 圭君） 5番、木村です。

例えば南氷川なんかは新たに一時避難所という形になったかと思うんですけど、現在の南氷川生活館の裏にある防災倉庫はそのままにしておくのか、或いは移動するのか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） ただいま5番、木村議員さんのご質問の部分ですけれども、南氷川の防災倉庫に入っているものについても社会福祉協議会の福祉会館の裏の今度の新しい防災倉庫の中で引き続き管理が出来るように、そちらを移動するか、新たに設けるかはこれから検討でございますけれども、南氷川さんについても福祉会館という避難所でございますので、そちらはこれから検討してまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありますか。12番、原島幸次議員。

○12番（原島 幸次君） 12番、原島です。

1件教えていただきたいんですが、18ページの民生費、款03、目01社会福祉総務費で1,955万7,000円の関係なんですけど、これは臨時特別給付金ということで、住民非課税のご世帯に配るとのことなんですけど、非常に円高が進んだり、物価高になったり、ロシアのウクライナ侵攻によって小麦が入ってこなかったり、相当いろいろなものがここで上がっているし、また、これからも高くなると、かなりいろいろ物価が上がってくると。そう時代において住民非課税の方は非常に大変な生活をしているんじゃないかと思います。出来ればこれに対しまして、何件今、これが何世帯ぐらいあるのか、それに基づいてこの世帯に対してどのように連絡をするのか。出来れば落ちがないように、役場のほうでも何か手配をしていただいて漏れのないように、全員がもらえるような形になっていただければ有り難いなど。年寄りが行って書類が分からない方も結構いますので、その辺をできれば町のほうで丁寧にやっていただければ、全員がもらえれば有り難いのかなど。よろしくお願ひします。

○福祉保健課長（大串 清文君） 12番、原島議員から、予算書18ページ、款03民生費、項01社会福祉費の中の事業番号（18）住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費につきま

してご質問いただいたところでございますが、まず、今回の補正につきましては、昨年度令和3年度の国の事業につきまして、こちら決算の中でもまたご説明をさせていただきますけれども、昨年度約950世帯に非課税世帯、もしくは課税世帯で家計急変の世代に1世帯当たり10万円を給付してございますけれども、今回の返還金については、当初見込んでいた件数が多かった関係で、その部分、支給をしなかったものを返還をするものでございます。こちらが約190世帯分、残りは事務費というような形でございます。

一方、国は、今年度も同様の給付金事業ということで実施をしてございまして、前回、第2回の定例町議会の補正予算でも計上させていただいたところでございますけれども、同様の1世帯当たり10万円というような形で、前年度対象でない世帯に対してということで、今年度については100世帯を見込んで、今現在、支給申請の手續、勸奨、お知らせしまして、該当する世帯については申請して下さるよう周知を図っているところでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。10番、宮野亨議員。

○10番（宮野 亨君） 10番、宮野でございます。

25ページの(01)農業振興総務費、説明のほうで工事請負費の特産物加工体験施設高圧変電設備更新工事増、これ80万なんですけど、どこでどのような形のもの、具体的に教えていただければ有り難いです。

○議長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 10番、宮野議員さんからのご質問にお答えいたします。

25ページの事業番号(01)農業振興総務費の工事請負費の特産物加工体験施設高圧変電設備更新工事という、どこでどのようなものかというようなお話でございます。特産物加工体験施設、アースガーデンになりますけれども、こちらの関東電気保安協会において年間の点検をしている中で、高圧変電設備、製造年月日が1993年製造ということで、もう30年近く経過をして、数年前から更新が必要だということでご指摘をいただいております。当初予算のほうに工事費は計上させていただいておったところなんですけど、設計委託の中で、当初予算で見込んでいたよりも若干費用のほうプラスになるということで、当初予算が250万円計上しておりましたが、ここで80万円を増額させていただいて330万円ということで工事費のほうを積算しまして、今後、更新の工事を実施していきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありますか。2番、森田紀子議員。

○2番（森田 紀子君） 2番、森田です。

33 ページの小学校管理費で、保護者連絡システム構築委託の件でお伺いしたいんですが、まだ委託先は決まっていないと思うんですけども、どのようなシステムを構築なさりたいのか、その辺を伺わせていただけたらと思います。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 教育課長。

○教育課長（新島 和貴君） 2番、森田議員のご質問にお答えします。

33 ページの項 02 小学校費、目 01 学校管理費の事業（01）小学校管理費の委託料になります。この保護者連絡システムでございますけれども、こちらについては、古里小学校のほうで今まで連絡帳でやり取りをしていたんですけども、やはり連絡帳ですと、個人情報の問題があるということで、保護者の方から今年度お話がありまして、それでは早急に見直さなきゃいけないということで、今検討しているものがアプリを作りまして、そのアプリをメールで読み込んでもらって登録するというような形で、保護者全員にメール機能でご連絡が出来るような形で出来ればというふうに考えておりますので、一応今の段階ではそのような形でアプリを作って、それをメールで登録して今後やり取りしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。3番、相田恵美子議員。

○3番（相田恵美子君） 3番、相田です。

ページは30ページです。款 08 土木費、項 02 道路橋梁費の下のほうの（01）橋梁維持費の説明の中の01 工事請負費、しだら橋床板取替工事の1,000万と出ているんですけど、どのような工事が行われるのでしょうか。

○議長（高橋 邦男君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 3番、相田議員のご質問にお答え申し上げます。

むかし道の道中に架かっている吊橋で、しだら橋という吊橋がございます。この吊橋の床板、足で踏んで歩く床板の劣化がひどいということで、先ほどもちょっとお話しさせていただいたんですが、橋梁の点検、業務委託の成果の中で交換時期が来ているというような指摘もございましたので、現地の確認の上、早急な対応が必要と判断したことで今回補正予算で計上させていただいたものでございます。

板を取り替えるということなんですが、吊橋ということで、足場を吊足場という特殊な

足場を架けまして板の交換作業をやらなきゃいけないということがございますので、ちょっと予算的にもかなりかさんでくるという内容でございます。

こちらのしだくら橋につきましては、1966年に架設された橋梁でございます。橋の長さが67.2mで幅員1.4mということでございます。板を取り替える際には今回防腐処理をしたベイマツという材種の床板で更新をかけていきたいというふうに考えてございまして、今回補正で増額をさせていただくものでございます。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。1番、伊藤英人議員。

○1番（伊藤 英人君） 質問の追加みたいになっちゃうんですけど、今の質問の30ページ、しだくら橋の件、これだと床板の取替えだけになると思うんですけども、そういう認識でよろしいでしょうか。今の段階だと人数制限とかありますけれども、そういったものは特に変わりはないでしょうか。

それと、次の追加が33ページ、先ほどの保護者連絡システムですけども、古里小だけでなく氷川小も行われる、もしくは奥多摩中も含まれるのでしょうか。

新しい質問として17ページなんですけど、17ページは、社会保障・税番号制度費についてです。節13 使用料賃借料、マイナンバーカード申請補助端末使用料なんですけど、この部分、どのような使用方法を想定しているのか、ちょっと具体的に教えてください。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 1番、伊藤議員さんの先ほどの吊橋の関連質問ということでお答えをさせていただきたいというふうに思います。

現状予定しているのは、先ほどもご説明しましたとおり床板の取替えのみということで予定をしております。橋梁自体も古くて、橋体自体にも様々な問題がございますが、まず第一に床板の劣化が著しいということで、まずはそちらを更新していきたいという考えでございます。

今、危険を回避するために渡る際の人数制限をさせていただいているんですが、これは床板を替えた後も引き続きこういったことをご協力をお願いしていくという考えで現在おります。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 教育課長。

○教育課長（新島 和貴君） 1番、伊藤議員の質問にお答えいたします。

先ほどの 33 ページの保護者の連絡システムの関係なんですけれども、こちらについては、古里小学校から要望あったんですけれども、やはり同じ学校ということもございますので、氷川小学校、古里小学校それぞれアプリのほうを導入していきたいというふうに考えておりますので、2校同時にスタートしたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

中学校のほうは、現在、小学校費ということで、小学校の2校で検討しておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 住民課長。

○住民課長（加藤 芳幸君） それでは、3つ目の社会保障・税番号制度の関係で、マイナンバーカードの申請補助端末の申請利用活用方法、それについてお答えします。

現在、申請の補助につきましては、役場本庁の住民課のほうで固定の機器で申請の補助等しているんですけども、今のところ古里出張所でも出来ませんし、それ以外の外に出向いてやる機器がありませんので、外での対応のためにこの機器を導入するわけですけども、これにつきましてはマイナアシストの本体とか、ポケットWi-Fi、Wi-Fiがない生活館等でも受け付け出来るように、ポケットWi-Fiと、また、ウイルス対応ソフトですとか、USBのカメラですとか、外で今の役場と同じことが受け付け出来るようなことのために導入するもので、まだ今のところは、日原とか小河内のほうで少し近くで出来ないかなという声が上がっておりまして、そちらに対応出来ればと思ってやっているんですけど、要望があれば、この間、ちょっと自治会長の自治委員会議でも説明させていただいたんですけども、1人ぐらいで行くのはなかなか難しいんですが、何人か、5人とか10人とか生活館に集まれば、要望があれば出向いていくよという形も取っていきたいなと思っています。

また、そういうことになった元が全国的に普及率が、交付率がまだ国の目指すところまで全然及んでいなくて、一定割合、平均を超えていないところは、国の重点的なフォローアップ対象団体というふうに指定されまして、東京都と町とかが共同でもっと交付率を上げなさいという団体に指定を奥多摩町もされました。西多摩も全部そうなんですけども、そういうところで西多摩の地域で、今回9月の土日を利用して、日の出イオンモールで西多摩全部の市町村が集まりまして、西多摩全部の住民に対しての申請補助をするんですが、そこで市は全部この今うちが導入しようとするものを持っていまして持ち寄れるんですが、うちと檜原村だけはこのシステムがなくて、そこに参加をするんですけど、よそ

の機械を借りて対応するような形で取りあえずやるんですが、そういうことが町単独でも出来るように、この機器を導入するものです。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。1番、伊藤英人議員。

○1番（伊藤 英人君） ご説明ありがとうございました。

保護者連絡システムのアプリについては、せっかくアプリを開発するのであれば、今後は奥多摩中学校にも流用出来るようにお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第47号の歳出の質疑を終結します。

次に、議案第47号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第2 議案第47号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第47号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第48号の質疑を終結します。

次に、議案第48号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第3 議案第48号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第48号については、原案の

とおり可決されました。

次に、議案第 49 号の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 49 号の質疑を終結します。

次に、議案第 49 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 4 議案第 49 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋 邦男君) 起立多数であります。よって、議案第 49 号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 50 号の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 50 号の質疑を終結します。

次に、議案第 50 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 5 議案第 50 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋 邦男君) 起立多数であります。よって、議案第 50 号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 51 号の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 51 号の質疑を終結します。

次に、議案第 51 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第6 議案第51号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋 邦男君) 起立多数であります。よって、議案第51号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号の質疑を行います。質疑ありませんか。7番、澤本幹男議員。

○7番(澤本 幹男君) 7番、澤本です。

ページが9ページ、保険給付費の中の居宅・施設介護サービス等給付費の中で、地域密着型介護サービスのほうが2,000万で、施設介護サービスが800万マイナスということで、実績見込みとなっていますけど、この数字の根拠ということでちょっと教えていただければと思います。よろしく願います。

○議長(高橋 邦男君) 福祉保健課長。

○福祉保健課長(大串 清文君) 7番、澤本議員から9ページ、款02保険給付費、項01介護サービス等諸費、事業(01)としまして居宅・施設介護サービス等給付費の中の今回の補正に係る根拠ということで、具体的には地域密着型介護サービス費については、主に通所介護、町内のデイサービスも利用増を見込むものでございます。一方で、施設介護サービス給付費の減につきましては、こちらは主に特養の利用、介護老人福祉施設の利用の減を見込むものでございます。

以上でございます。

○議長(高橋 邦男君) ほかに質疑ありませんか。6番、大澤由香里議員。

○6番(大澤由香里君) 6番、大澤です。

今の質問に関連して、施設に入られる方が減っているということで認識してよろしいんでしょうか。

それと、11ページの配食サービスの事業の委託増ということで、配食サービスは町民の方非常に助かるというふうに声をよくお聞きしています。配食サービスの利用者が増えているという認識は、何人ぐらい増えているのか、分かりましたら願います。

○議長(高橋 邦男君) 福祉保健課長。

○福祉保健課長(大串 清文君) 6番、大澤議員から、まず1点目、9ページ、先ほどの澤本議員の質問に関連し、施設介護サービス費の状況についてということでございますけれども、見込みの状況としては減っているという状況でございますけれども、この点、

コロナ禍の状況で各施設感染の状況等もありますけれども、そういった部分で入所手続が進められないという状況も見受けられますので、施設サービスの需要は町内でも高いニーズがございますので、今後の状況によってはまだ減少傾向ではなく、増加に転じる状況もあるかと思っておりますが、現時点の見込みとしてということでご理解いただければと存じます。

2点目、11 ページ、配食サービス事業委託についてでございますけれども、こちら補正としましては増見込みということで、この8月の実績でございますけれども、登録者数 74 名に対し、利用については 66 名という状況でございます。

ただ、この配食サービスについては、決算審査の中でも監査委員の先生からもご意見いただいているところでございますが、やはり在宅サービスを進めていく中で重要なサービスということでございますが、受皿としては社協に委託をしております月水金の夕食の週 3 食の部分というところになりますので、ただ、日常的に考えれば、ベストは毎日というところになるかと思うんですが、ただ、作り手であったり、特に配食の場合は、配り手、配食ボランティアの方によって成り立っている部分でございますので、そのあたりも確保しながら、さらには、これまでですと町内の 4 特養でも独自に配食サービスを近隣の地域に実施いただいていたところなんですが、この点がコロナ禍で感染予防というところで、事業を控えている、実施出来ていない状況があるというふうに把握をしておりますので、その点も含めながら、さらにニーズに応えられるような形で進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと存じます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 52 号の質疑を終結します。

次に、議案第 52 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 7 議案第 52 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第 52 号については、原案の

とおりの可決されました。

次に、日程第 8 議案第 53 号 氷川溪谷遊歩道災害復旧工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○企画財政課長（山宮 忠仁君） それでは、議案第 53 号 氷川溪谷遊歩道災害復旧工事請負契約の変更についてご説明させていただきます。

提案の理由でございますが、令和 3 年 6 月 11 日付で締結したこの契約について内容の一部に変更が生じたことに伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本契約につきましては、令和 3 年第 2 回奥多摩町議会定例会において議案第 42 号として議決を経た氷川溪谷遊歩道災害復旧工事請負契約の一部につきまして、次のとおり変更させていただきます。

1、変更前の金額、1 億 5,416 万 6,100 円でございます。

2、変更後の金額は、1 億 9,266 万 6,100 円となります。

3、契約の相手方は、東京都西多摩郡奥多摩町氷川 1,432 番地の 1、有限会社井上土建、代表取締役、井上利則氏でございます。

なお、本案件につきましては、現在、変更仮契約を結んでおりますので、本日、議決をいただきますと、本契約となります。

工事概要につきましては、担当課長よりご説明をさせていただきます。

以上で、議案第 53 号の説明を終わります。ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） それでは、議案第 53 号の変更工事概要につきましてご説明をさせていただきます。タブレットの 2 ページをお開きください。

変更工事概要でございます。

1、工事件名は、氷川溪谷遊歩道災害復旧工事でございます。

2、工事場所は、奥多摩町氷川 1,765 番イ先でございます。

3、契約金額及び 4、変更金額につきましては、ただいま企画財政課長からの説明のとおりでございます。

次に、5、変更概要でございますが、仮設道整備工として、延長 220m、幅員 4m の整

備を行うもの。構造物取壊し処分工として、6 m<sup>3</sup>から 183 m<sup>3</sup>へ変更するもの。伐採工一式として、支障木の伐採を行うもの。コンクリート擁壁工一式として、新たに擁壁を構造するもの。既設モルタル吹きつけのり面緑化工 442 m<sup>2</sup>を皆減するものでございます。

次に、6、変更理由でございますが、(1)といたしまして、当初、上部道路からクレーン作業により、仮設足場等の資材搬入を見込んでおりましたが、作業範囲に限りがあり、クレーン作業では到達出来ない箇所が判明いたしました。また、崩落箇所は急傾斜であり、人力による運搬作業が困難な状況であるため、日原川上流部から下流部にある施工箇所までの仮設道を整備することにより、円滑で安全な施工が可能となるため、増工変更を行うものでございます。

(2)として、崩壊により斜面や河川に落下した構造物を撤去処分する必要性が生じたこと及び施工により支障木が発生し、伐採する必要性が生じたため、増工変更を行うものでございます。

(3)として、遊歩道階段デッキの基礎前面部の崩落により、新たに擁壁を築造する必要があるため、増工変更を行うものでございます。

(4)として、既存モルタル吹きつけのり面緑化工において、既存モルタル吹きつけ面の起伏が激しく、吹きつけの付着が悪く、緑化効果が見込めないことが判明したため、減工変更を行うものでございます。

7、添付図面でございますが、3 ページをお願いいたします。仮設位置図でございます。右側が日原川上流、左側が下流となり、赤色で示したルートにより延長 220m、幅員 4m の仮設道を示した図となります。

また、河川を横断するため、上流側には内径 1 m、長さ 5 m のコルゲート管 6 本、下流側には内径 1 m50 cm、長さ 5 m のコルゲート管 5 本を設置したものを示した図となります。

4 ページをお願いいたします。平面図でございます。先ほど変更概要でご説明いたしました構造物取壊し処分工は桃色で着色し、「ガラ」と記載した箇所、コンクリート擁壁工は水色で着色した箇所、既設モルタル吹きつけのり面緑化工の現工事箇所は黄色で着色した箇所となります。

以上で、議案第 53 号の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 53 号の質疑を行います。質疑ありませんか。5 番、木村圭議員。

○5番（木村 圭君） 5番、木村です。

緑化工の件なんですけど、これ起伏が激しくて付着が不十分になるからやらないということなんですけど、やらないでのり面ほうは、エロージョンとかそういう問題はないんでしょうか。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 5番、木村議員さんのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

のり面の緑化工減額ということで、モルタルのり面自体に問題はないかという趣旨のご質問ではないかと思えます。アンカーを打ちまして、その上にモルタル吹きつけを施工するという構造になっておりますので、斜面自体の構造に影響するものではないというふうを考えてございます。

吹きつけ後、緑が生えて緑化が出来れば、景観的にも本来いいんですけれども、今言ったようなことで想定していた以上に起伏が激しいということで、種子の脱落等が至るところで発生してしまうおそれがあるというようなことから、費用対効果を考えて今回、減額をさせていただいたものでございます。

この場所につきましては長年、時間を要しながら自然のコケ等の付着を待って、自然環境に戻していきたいというふうを考えてございますので、ご理解をいただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（高橋 邦男君） 9番、石田芳英議員。

○9番（石田 芳英君） 9番、石田でございます。

約3,800万円の増加で追加工事ということで、この仮設道約220mの道を設置して、完成後は多分撤去されるのかなと思うんですけども、これだけの金額を出して220mの道を設置されるので、何か有効活用出来ないのかなというふうに単純に考えるんですけど、これは完成後どのようなことになるのでしょうか。よろしくお願いたします。

○議長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 9番、石田議員さんからのご質問にお答えいたします。

仮設道の有効活用ということでせっかく設置したのに、その後どうするのかというようなお話でございます。先ほど変更理由でご説明させていただきましたが、こちらについては河川の管理者であります西多摩建設事務所のほうにも許可をいただきまして、工事の関係で仮設道を設置するという許可をいただいておりますので、工事の目的以外の活

用につきましては難しいものと考えております。

先ほどご説明させていただきましたが、急斜面というようなところもありまして、どうしても河川から仮設道により重機を搬入しまして、資機材等をそこから上げながら作業をするということで、あくまで作業のための仮設道ということでご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありますか。10 番、宮野亨議員。

○10 番（宮野 亨君） 10 番、宮野です。

工事変更によって復旧工事の期間的なものはかなり延びるということはございませんかね。当初見積もっていた期間内に終わる、かなりの工事変更だと思うんです。クレーンでつってやる作業というのは、割と短時間で出来るものを下から持って行ってということは、工事期間はかなり延びるのかな、その点、お聞きしたいんですが。

○議長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 10 番、宮野議員さんからのご質問にお答えいたします。

今回の増工事に伴いまして工期の関係が大丈夫かというようなご質問だと思います。当初契約におきましては令和5年の2月の28日までということで工期を設定しております。現在のところ2月28日まで完了する見込みで進めておりますので、今のところ工期の延伸等は考えておりません。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。8 番、小峰陽一議員。

○8 番（小峰 陽一君） ちょっとお聞きしたいんですが、構造物取壊し処分工が6 m<sup>3</sup>から183 m<sup>3</sup>ともものすごい数字になっていますよね。何かこれ理由あるんですかね。

○議長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 8 番、小峰議員さんからのご質問にお答えいたします。

構造物取壊し処分工ということで、当初6 m<sup>3</sup>ということで見込んでおりました。こちらにつきましては、クレーンの作業を予定しておりまして、撤去出来るものは撤去したいと考えておりました。今回、仮設作業道のほうを設置して工事を進めるということになりましたので、当初の目的では構造物はそのまま放置をするということで計画をしていたんですけれども、仮設道を入れることによって重機が入るといってもございますので、こちらのガラのほうを全て撤去したいということで、177 m<sup>3</sup>の処分量が増えたということでご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。1番、伊藤英人議員。

○1番（伊藤 英人君） 先ほどの工期の話とも近いんですけども、これで本契約になった場合にどれぐらいかかりそうですかね。これだと、仮設道をここに建ててしまうと、つまり日原川の左岸に入れてしまうと、紅葉の時期の観光客の回遊に影響が出てきてしまうかなというのがあるんですけど、その辺の期間と観光客への影響に関して何かありますでしょうか。

○議長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 1番、伊藤議員さんからのご質問にお答えいたします。

先ほど宮野議員さんからのご質問にも絡むところはありますが、当初の契約から令和5年2月28日までということで工期のほうをこの期間の中で工事をするということで設定しております。先ほどのご質問にかぶりますが、延伸は今のところ考えていないという状況で、令和5年2月28日までに工事を終わらせたいという状況でございます。

また、この期間の観光客への影響という状況でございますが、こちらどうしても工事をやるというところになると、安全面を最優先に考えなければいけないということで、こちら令和5年2月28日までの工期で設定をしておりましたので、当初から若干の影響が出ることは承知はしているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。7番、澤本幹男議員。

○7番（澤本 幹男君） 7番、澤本です。

ちょっと教えてもらいたいんですけど、工事の議案を提出する件で教えていただきたいんですけど、金額が1億5,400何がしと、変更後は1億9,000ということで変更になっていきますけど、さっき補正予算のほうの継続費のほうで、補正後ということで1億9,266万7,000円ということで、これは1号の補正予算では承認したわけですよね。金額の出し方として、継続費では承認しちゃってあるんだから、この出し方のこれは金額はもう決定されたものですよね、1億9,200万というのは。金額だけ決定していて、あと内容を承認しろということなのか。ちょっとその順序が逆に、こっちのほうが先だったら分かるけど、継続費はまた別だったほうがよかったのか、継続費は継続費として補正として出すというのはこういうものなのか、分からないので、出し方の説明をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 7番、澤本議員さんからのご質問にお答えいたします。

この議案 53 号の部分でございますけれども、議案 47 号の一般会計の補正予算との関係性というご質問かと思えます。こちらにつきましては、この工事の請負契約を変更するに当たりましては、まず予算がないと執行してはいけないという決まりがありますので、順番としては、やはり予算のほうを先に、まず予算を確保させていただいて、その後に契約変更という、こちらの 53 号の手続というところが一般的に決められている部分ですので、それを踏襲してやっているということでご理解をいただきたいと存じます。

事前に仮契約はさせていただいているとこなんですけども、それについては仮契約ですので、これは当初の契約のときもそうなんですけども、仮契約して入札してはいますが、もし議決いただけなかった場合は、その仮契約はなしになるという、そういう契約内容にはなっております。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） よろしいですか。7番、澤本幹男議員。

○7番（澤本 幹男君） 分かったんですけど、でも、結局我々は単純にこの一番最後の 53 号で出てきたわけですから、この金額そのものがそれも承認ということで考えたんですけど、その前の一般の補正でも出ていたわけですから、その時点で金額そのものは承認したということですよ、成立したわけだから。確かにご説明のとおり金額が決定してあることが前提だということになれば、その説明ということも必要なんじゃないですか。この 53 号の時点で継続費では承認されているけれどということのコメントとか、その追加とか、その説明があって、金額は承認されていますけどということも説明で必要なんじゃないですかねと思うんですが。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 7番、澤本議員さんからの再質問ということで、関連性ということで、継続費承認していただいているので、それに基づいて、要は、私の説明の中でもそれを加えるべきではないかということでもよろしいですかね。分かりました。その辺については、実は町役場というか、こういう自治体の説明、議案の提案理由等については過去からのものを踏襲してきております。例えば下水道の奥多摩処理区の事業は 10 年もやっていたわけで、そのときも年間の中では数度にわたり契約変更もしてはおりまして、基本的には、そういった部分も今回と同じようなやり方をさせていただいてはいたんですけども、その辺、今ご指摘もいただきましたので、私どものほうでその部分を加えるなりというところは検討出来るかなと思いますので、その辺は内部でどうしていくかという



ころで検討なり協議をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 53 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 53 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 9 議案第 53 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第 53 号については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は、9月9日となっておりますので、明日9月8日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、明日9月8日は休会とすることに決定しました。

なお、本会議3日目は、9月9日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後3時02分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員